

令和5年度WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業

公募資料一覧

（資料1）全体の流れ

（資料2）提出資料一覧

（資料3）実施要項

（資料4）委託要項 【別紙様式1～4】

（資料5）公募要領 【別紙様式1～7】

（資料6）質問事例

（資料7）記入要領

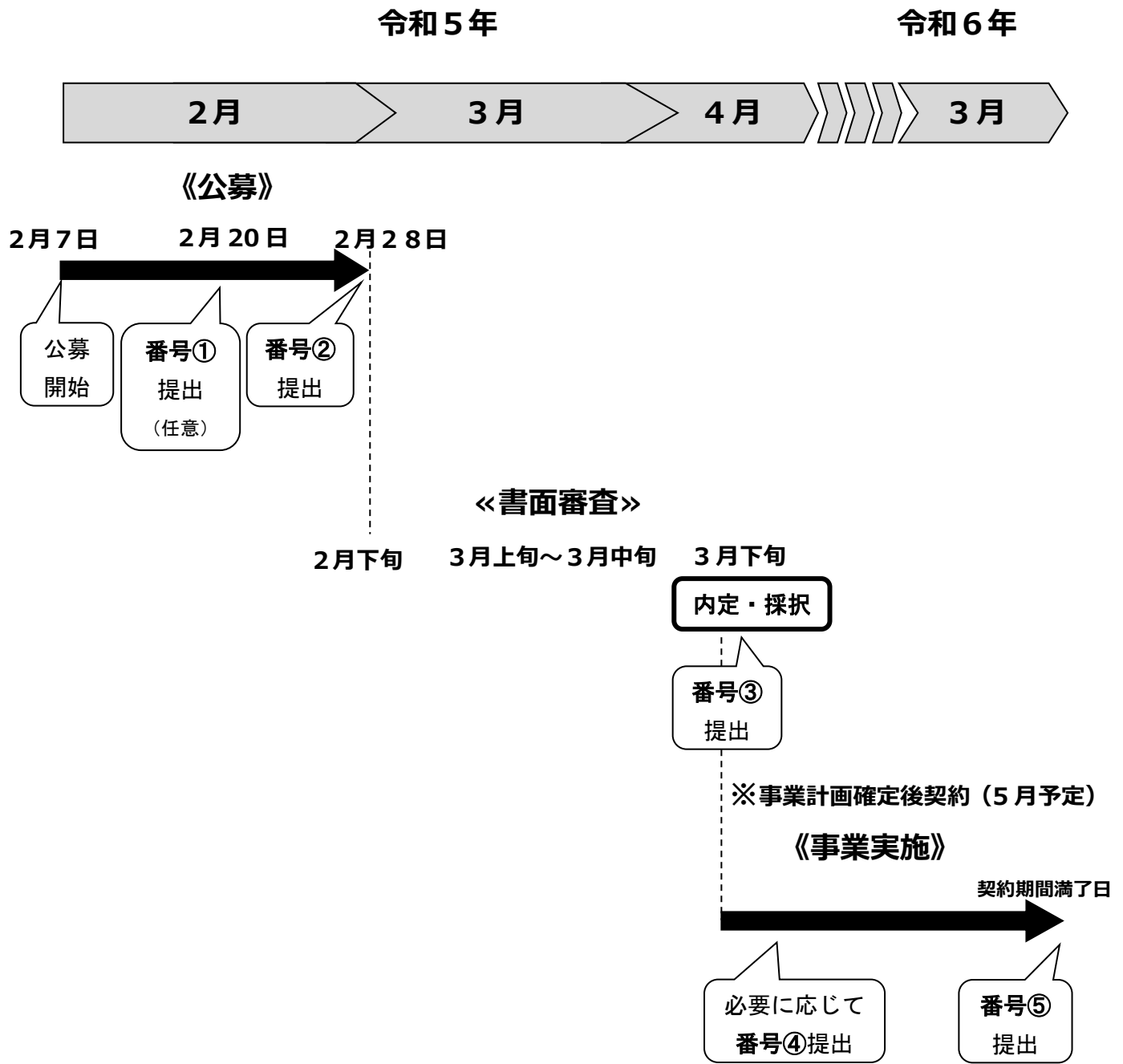
（参考1）審査要項

（参考2）審査基準

（参考3）スーパーグローバルハイスクール事業検証に係る指標

令和5年度WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業 全体の流れ

※審査スケジュールは、申請校数によって変更の可能性があります。



提出資料一覧

【公募時】

番号	提出資料	分量	提出方法	締切	
①	別紙様式 1 (申請希望調書) ※提出は任意	指定なし	電子媒体をメールにて送付	2月20日 (月) 正午必着	
②	公募要領	別紙様式 2-1~3 (申請書、同意書かがみ)	指定なし	電子媒体をメールにて送付	電子媒体、紙媒体ともに、 2月28日 (火) 正午必着
		別紙様式 3 (実施希望調書)	A4判 4頁以内		
		様式自由 (構想全体の概要が分かる ビジュアル資料)	A4判 1頁		
		別紙様式 4-1、2 (構想計画書) ＜添付資料＞ 拠点校・共同実施校の ・令和5年度に在籍する生徒の、3年間の教育課程表 ・学校概要等	別紙様式 4-2 は 任意の添付資料を除き A4判 15頁以内 ※教育課程表及び学校概要等は枚 数に計上しない。		
		別紙様式 5-1~3 (所要経費等)	指定なし		
		別紙様式 6 (担当者名簿)			

※上記の他、必要な資料の提出が生じた場合は、別途指示します。

【採択後】

番号	提出資料		分量	提出方法	締切
③	委託要項	別紙様式 1 (事業実施計画書) <添付資料> ・拠点校・共同実施校の令和 5 年度教育課程表 ・別添 1～3	本文は 3 頁以内 別添は指定なし	電子媒体を メールにて送付	指定内定 後、別途指 示
		委託契約書 (銀行口座情報を含む) ※文部科学省から送付	-	紙媒体を返送	

【委託契約後】

番号	提出資料		分量	提出方法	締切
④	委託要項	別紙様式 2 (事業実施計画変更申請書)	指定なし	電子媒体を メールにて送付	変更前に すみやかに

※上記の他、必要な資料の提出が生じた場合は、別途指示します。

【事業完了後】

番号	提出資料		分量	提出方法	締切
⑤	委託要項	別紙様式 3 (事業完了報告書)	20 頁以内	電子媒体を メールにて送付	事業が完了した日から 30 日 を経過した日、又は契約 期間満了日の いずれか早い 日
		別紙様式 4-1~5 (事業完了決算書) <添付資料> ・ 支出を証明できる領収書等の写 し ・ 収支簿	指定なし		
		成果物 (研究報告書や生徒論文集等)	管理機関等の HP を通じて 定常的に公開		
		成果概要図 (事業の進捗と成果が分かるビジュアル資料) ・ 事業概要、取組状況、成果について必ず記載 ・ 公募時提出の(構想全体の概要が分かるビ ジュアル資料)を一部変更する形でも可	A4 判 1 頁	電子媒体を メールにて送付 正本 PDF 形式 副本 PowerPoint 形式	

※上記の他、必要な資料の提出が生じた場合は、別途指示します。

WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業実施要項

平成 31 年 1 月 23 日
文 部 科 学 大 臣 決 定
令 和 2 年 4 月 8 日 改 正
令 和 3 年 1 月 6 日 改 正
令 和 3 年 3 月 3 日 改 正
令 和 4 年 1 月 5 日 改 正

1. 事業の趣旨・目的

社会の大きな変革として **Society 5.0** が訪れようとする中、我が国の新たな社会を牽引する人材の育成が求められており、平成 30 年 6 月に文部科学省「**Society 5.0** に向けた人材育成に係る大臣懇談会」においてまとめられた「**Society 5.0** に向けた人材育成 ～社会が変わる、学びが変わる～」において、新たな時代に向けた学びの変革、取り組むべき施策（**Society 5.0** に向けたリーディング・プロジェクト）の一つとして、文理両方を学ぶ高大接続改革にもとづく、WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム（以下「WWL コンソーシアム」という。）の創設が提案された。

WWL コンソーシアムは、高度かつ多様な科目内容を、生徒個人の興味・関心・特性に応じて履修可能とする高校生の学習プログラムの開発と実践を担うものとして想定されており、将来的に、高校生 6 万人あたり 1 か所を目安に、各都道府県で国立、公立及び私立の高等学校等を拠点校として整備し、すべての高校生がオンライン・オフラインで参加することを可能とする仕組みを持つことが目指されている。

本事業では、**Society 5.0** において共通して求められる力（①文章や情報を正確に読み解き対話する力、②科学的に思考・吟味し活用する力、③価値を見つけ生み出す感性と力、好奇心・探求力等）を基盤として、将来、新たな社会を牽引し、世界で活躍できるビジョンや資質・能力を有したイノベティブなグローバル人材を育成するため、高等学校等と国内外の大学、企業、国際機関等が協働し、テーマを通じた高校生国際会議の開催等、高校生へ高度な学びを提供する仕組み「アドバンスト・ラーニング・ネットワーク」（以下「AL ネットワーク」という。）を形成した拠点校を全国に配置することで、将来的に、WWL コンソーシアムへとつなげることを目的としている。

2. 事業概要

本事業では、将来、世界で活躍できるイノベティブなグローバル人材を育成するため、これまでのスーパーグローバルハイスクール事業の取組の実績等、グローバル人材育成に向けた教育資源を活用し、高等学校等の先進的なカリキュラムの研究開発・実践と持続可能な取組とするための体制整備をしながら、高等学校等と国内外の大学、企業、国際機関等が協働し、テーマを通じた高校生国際会議の開催等、高校生へ高度な学びを提供する仕組み（AL ネットワーク）の形成を目指す取組である。

3. 管理機関

- （1）管理機関（国立の高等学校等にあつては当該学校を設置する国立大学法人、公立の高等学校等にあつては当該学校を所管する教育委員会又は公立大学法人、私立の高等学校等にあつては当該学校を設置する学校法人等をいう。以下同じ。）は、カリキュラム開発拠点校を中心として組織的に研究開発・実践に取り組む体制を整備すること。
- （2）管理機関は、本事業の運営に関し、専門的見地から指導、助言に当たる運営指導委員会を設けるものとする。運営指導委員会は、学校教育に専門的知識を有する者、学識経

- 験者、関係行政機関の職員等、第三者によって組織するものとする。
- (3) 事業の実施状況を検証するための第三者による検証組織を設置するものとする。
 - (4) 本事業が円滑および適切になされるよう、管理機関は、事業関係機関との間で十分な情報共有体制を整備するものとする。
 - (5) 事業関係機関が協働しながら、本事業を円滑に実施していくため、カリキュラムを研究開発する人材を管理機関に配置するものとする。
 - (6) 管理機関は、本事業をより質の高い取組とするため、事業の実施に必要な取組に対し、人的または財政的な支援や教職員を育成するための研修やセミナー等を実施するものとする。
 - (7) 管理機関は、本事業を受託している間に、国内外の大学、企業、国際機関等と協働し、国内外の高等学校等との連携によるテーマと関連した高校生国際会議等を行うこととする。
 - (8) 管理機関は国の委託が終了した後も事業を継続的に実施できる計画を作成するものとする。

4. 指定・採択の手続

- (1) 管理機関は、都道府県の教育委員会又は知事を経由して（国公立大学法人及び指定都市教育委員会にあっては直接）、文部科学省に本事業実施に係る申請書を提出するものとする。申請書には本事業における事業拠点校となることに関する同意書を添付するものとする。
- (2) 外部有識者による本事業におけるWWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業企画評価会議（以下「企画評価会議」という。）が、提出された申請書を審査し適切と認めるときは、文部科学省は当該学校をカリキュラム開発拠点校として指定する。
- (3) 企画評価会議は、上記（2）で指定したカリキュラム開発拠点校の中から本事業における事業拠点校を予算の範囲内で採択する。

5. 事業の委託

文部科学省は、採択された事業拠点校の管理機関に事業を委託する。

6. 研究開発の実施

本事業におけるカリキュラム開発拠点校及び共同実施校においては、イノベーティブなグローバル人材育成に資する教育を重点的に実施し、これに関する教育課程等の改善に資する実証的資料を得るため、現行教育課程の基準の下での教育課程等の改善に関する研究開発のほか、学校教育法施行規則第85条（同規則第108条第2項で準用する場合を含む。）並びに第79条及び第108条第1項で準用する第55条に基づき、現行教育課程の基準によらない教育課程を編成、実施して研究開発を行うことができる。

7. 本事業の運営

- (1) 文部科学省は、本事業に係る企画、審査及び評価等を行うため、企画評価会議を開催する。
- (2) 文部科学省は、本事業における事業拠点校等における事業の実施状況について、管理機関等に対して聴取及び実地調査をすることができる。

8. 事業委託の期間

事業の委託は会計年度ごとに行うが、本事業の実施期間は原則として3年とし、4年目以降の事業の実施については、3年目の評価結果等により、特例制度等を活用した事業の

継続実施ができる。

9. 実績の報告

管理機関は、本事業における成果・実績を毎年度文部科学省に報告するものとする。

10. 委託経費等

- (1) 文部科学省は、予算の範囲内で、本事業の実施に当たり必要な経費を支出する。
- (2) 文部科学省は、必要に応じ、委託に係る研究開発の経理処理状況について実態調査を行うものとする。

11. 本事業における企画評価会議

- (1) 本事業における企画評価会議は、学校教育に専門的知識を有する者、学識経験者、産業界有識者等をもって構成する。
- (2) 本事業における企画評価会議は、管理機関から事業の実施状況について、聴取することができる。
- (3) 本事業における企画評価会議は、管理機関に対して、定期的に事業の評価を行う。

12. 本事業における幹事管理機関

- (1) 文部科学省は、採択された事業拠点校又は過去に事業拠点校の指定を受けていた者の管理機関のうちから、幹事管理機関を指定する。
- (2) 幹事管理機関は、以下の事務を行うものとする。
 - i) 本事業に関わる学校及び管理機関間の情報共有並びに成果普及を図るための研究協議会及び成果発表会の実施（これまでのスーパーグローバルハイスクール事業の取組に関することを含む。）
 - ii) 各カリキュラム開発拠点校等に共通する課題やニーズの把握及び解決方法の提案及び実施計画の策定
 - iii) 本事業の成果等に関するホームページ等による公表（外国語による公表を含む。）
 - iv) 文部科学省が設置するWWL コンソーシアム構築支援事業地域AL拠点機関との間における実施経過報告や連携等を通じた本事業の円滑な実施

13. 文部科学大臣の講ずる措置

文部科学大臣は、本事業における管理機関における取組内容が、趣旨及び事業目的に反し、又は沿わないと判断されるときは、本事業における企画評価会議の意見を聴いて、採択の取消を含めた必要な措置を講ずる。

14. その他

この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、本事業における委託要項等による。

15. 附則

この要項の改正は、令和4年1月5日から適用する。

なお、改正前の要項により指定を受けた事業拠点校については、改正後の4. (2)に規定するカリキュラム開発拠点校として指定されたものとみなす。

WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業委託要項

平成31年1月23日
初等中等教育局長決定
令和3年1月6日改正
令和5年2月7日改正

1. 事業の趣旨・目的

社会の大きな変革として **Society 5.0** が訪れようとする中、我が国の新たな社会を牽引する人材の育成が求められており、平成30年6月に文部科学省「**Society 5.0** に向けた人材育成に係る大臣懇談会」においてまとめられた「**Society 5.0** に向けた人材育成 ～社会が変わる、学びが変わる～」において、新たな時代に向けた学びの変革、取り組むべき施策（**Society 5.0** に向けたリーディング・プロジェクト）の一つとして、文理両方を学ぶ高大接続改革にもとづく、WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム（以下「WWLコンソーシアム」という。）の創設が提案された。

WWLコンソーシアムは、高度かつ多様な科目内容を、生徒個人の興味・関心・特性に応じて履修可能とする高校生の学習プログラムの開発と実践を担うものとして想定されており、将来的に、高校生6万人あたり1か所を目安に、各都道府県で国立、公立及び私立の高等学校等を拠点校として整備し、すべての高校生がオンライン・オフラインで参加することを可能とする仕組みを持つことが目指されている。

本事業では、**Society 5.0** において共通して求められる力（①文章や情報を正確に読み解き対話する力、②科学的に思考・吟味し活用する力、③価値を見つけ生み出す感性と力、好奇心・探求力等）を基盤として、将来、新たな社会を牽引し、世界で活躍できるビジョンや資質・能力を有したイノベティブなグローバル人材を育成するため、高等学校等と国内外の大学、企業、国際機関等が協働し、テーマを通じた高校生国際会議の開催等、高校生へ高度な学びを提供する仕組み「アドバンスト・ラーニング・ネットワーク」（以下「ALネットワーク」という。）を形成した拠点校を全国に配置することで、将来的に、WWLコンソーシアムへとつなげることを目的としている。

2. 委託内容

本事業では、将来、世界で活躍できるイノベティブなグローバル人材を育成するため、これまでのスーパーグローバルハイスクール事業の取組の実績等、グローバル人材育成に向けた教育資源を活用し、高等学校等の先進的なカリキュラムの研究開発・実践と持続可能な取組とするための体制整備をしながら、高等学校等と国内外の大学、企業、国際機関等が協働し、テーマを通じた高校生国際会議の開催等、高校生へ高度な学びを提供する仕組み（ALネットワーク）の形成を目指す取組を実施する。

3. 委託先

文部科学省は、管理機関（国立学校にあっては当該学校を設置する国立大学法人、公立学校にあっては当該学校を所管する教育委員会又は公立大学法人、私立学校にあっては当該学校を設置する学校法人等をいう。以下「管理機関」という。）に対して事業を委託する。

4. 委託期間

委託期間は、原則として3年間とする。ただし、委託契約については年度ごとに締結することとし、契約期間は契約書で定めるものとする。なお、年度ごとの実績や、翌年度以降の事業計画を踏まえつつ、継続することが妥当であると判断された取組を翌年度の対象とする。また、国の財政事情や事業の評価結果等により、当該委託期間を必ず保証するも

のではないことに留意すること。

5. 委託手続

- (1) 採択内定後、委託を受けようとする管理機関は、消費税の納税義務者であるか確認できる書類を添えて、事業実施計画書を文部科学省に提出すること。
- (2) 文部科学省は、管理機関から提出された事業実施計画書の内容を確認し、適切であると認めた場合、当該管理機関と委託契約を締結する。なお、必要に応じて当該計画の見直しを求めることができる。

6. 委託費

- (1) 文部科学省は、予算の範囲内で本事業に要する経費（諸謝金、旅費、借損料、会議費、印刷製本費、図書購入費、通信運搬費、消耗品費、人件費、雑役務費、再委託費、消費税相当額）を委託費として支出する。
- (2) 文部科学省は、委託費を、額の確定後、委託先の請求により支払うものとする。ただし、委託先が事業の完了前に必要な経費の支払を受けようとし、文部科学省が必要であると認めるときは、契約額の全部又は一部を概算払いするものとする。
- (3) 契約締結及び支払を行う場合には、国の契約締結及び支払に関する規定の趣旨に従い、経費の効率的な使用に努めること。
- (4) 事業の実施過程において、事業実施計画について変更する必要があるときは、事業実施計画変更申請書により速やかに文部科学省に報告し、その指示を受けるものとする。ただし、経費の内訳の変更による経費区分間の流用で、経費区分間で増減する額が委託費の総額の20%を超えない場合はこの限りではない。
- (5) 文部科学省は、委託を受けた管理機関が本委託要項等に違反したとき、契約の締結に当たり不正な申立てをしたとき、事業の実施に当たり不正又は不当な行為をしたとき、又は、事業を遂行することが困難であると認めるときは、契約の全部又は一部を解除し、かつ既に支払った委託費の全部又は一部を返還させることができるものとする。

7. 再委託

- (1) 委託を受けた事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、一部を再委託することができる。
- (2) 委託事業の一部を再委託しようとする場合は、再委託申請書を記載の上、文部科学省に提出し、承認を受けることとする。再委託の承認後、再委託先の相手方の変更等履行体制に関する事項の内容に変更が生じた場合も同様とする。
- (3) 再委託先は、再委託を受けた事業を第三者に委託（再々委託）することはできない。

8. 報告書等

- (1) 委託を受け、事業を行った管理機関は収支金額を確定の上、事業が完了した日から30日以内又は契約期間満了日のいずれか早い日までに詳細に記載した事業完了（廃止）報告書、事業完了決算書、支出を証明できる領収書等の写しを文部科学省に提出すること。
- (2) 事業の成果物も、併せて提出すること。
- (3) 成果物については、委託先においてもホームページに掲載するなど、成果普及に努めること。

9. 委託費の額の確定

- (1) 文部科学省は、上記8（1）により提出された事業完了（廃止）報告書及び事業完了

決算書についてその内容を審査及び必要に応じて実地調査を行い、その内容が適正であると認めるときは、委託費の額を確定し、管理機関に対して通知するものとする。

- (2) (1)の確定額は、本事業に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。
- (3) 文部科学省は、上記(1)において、適正な経費執行がなされていない場合、経費の全部又は一部について、返納を求めることができる。

10. 委託の取消し

- (1) 文部科学省は、管理機関が委託要項等に係る違反をしたとき、実施に当たり不正又は不当な行為をしたとき、又は委託事業の遂行が困難であると認めるときは委託を解除することができる。
- (2) 文部科学省は、上記(1)による場合で、概算払により既に経費を支出した場合については、経費の全部又は一部について、返納を求めることができる。
- (3) 上記(1)により経費の返納を求められたときは、文部科学省歳入徴収官の発する納入告知書により返納しなければならない。

11. その他

- (1) 文部科学省は、管理機関による事業の実施が当該趣旨に反すると認められるときは、必要な是正処置を講ずるよう求めることができる。
- (2) 文部科学省は、必要があると認めるときは、管理機関に対して事業の実施状況、委託費の使途、その他必要な事項について報告を求め、又は実地調査を行うことができる。
- (3) 本事業による取組が、他の事業の委託費又は補助金等による財政的措置を受けている場合は、本事業経費として支出することはできない。
- (4) 管理機関は、成果のWEB上での公開や成果報告書等の配布、必要に応じて活用状況の把握を行うなど、本事業により得られた成果が広く普及・活用されるよう努めるものとする。また、文部科学省が行う事業成果の活用状況の把握等に協力するものとする。
- (5) 文部科学省は、本事業の実施に当たり、管理機関の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (6) 管理機関は、本事業の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。(7) この要項に定めのない事項で事業の実施に必要な事項は、初等中等教育局委託事業事務処理要領による。

令和5年度WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業

公募要領

目次

1. 事業の趣旨・目的	2
2. 事業の概要	
（1）事業概要	2
（2）事業運営組織	2
（3）研究開発・実践の対象	3
（4）事業の申請者	3
（5）企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項	4
（6）採択予定件数	4
（7）申請要件	4
（8）実施期間	5
（9）経費支援額上限	5
（10）対象となる構想	5
（11）経費	8
3. 審査方法	
（1）審査手順	12
（2）企画評価会議による意見	12
4. 事業の実施	
（1）公募及び契約締結	12
（2）採択時に付された意見又は条件の反映	12
（3）事業完了（廃止）報告書及び事業完了決算書の提出	13
（4）成果の普及	13
5. 提出書類	
（1）提出書類	13
（2）提出期限	13
（3）提出先	13
（4）提出方法	13
（5）留意事項	15
6. その他	
（1）管理機関の留意事項	16
（2）事業の評価等	16
（3）公表等	16
7. 問合せ先	16
8. 今後のスケジュール	17

1. 事業の趣旨・目的

社会の大きな変革として Society 5.0 が訪れようとする中、我が国の新たな社会を牽引する人材の育成が求められており、平成 30 年 6 月に文部科学省「Society 5.0 に向けた人材育成に係る大臣懇談会」においてまとめられた「Society 5.0 に向けた人材育成 ～社会が変わる、学びが変わる～」において、新たな時代に向けた学びの変革、取り組むべき施策（Society 5.0 に向けたリーディング・プロジェクト）の一つとして、文理両方を学ぶ高大接続改革にもとづく、WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム（以下「WWL コンソーシアム」という。）の創設が提案されました。

WWL コンソーシアムは、高度かつ多様な科目内容を、生徒個人の興味・関心・特性に応じて履修可能とする高校生の学習プログラムの開発と実践を担うものとして想定されており、将来的に、高校生 6 万人あたり 1 か所を目安に、各都道府県で国立、公立及び私立の高等学校等を拠点校として整備し、すべての高校生がオンライン・オフラインで参加することを可能とする仕組みを持つことが目指されています。

本事業では、Society 5.0 において共通して求められる力（①文章や情報を正確に読み解き対話する力、②科学的に思考・吟味し活用する力、③価値を見つけ生み出す感性と力、好奇心・探求力等）を基盤として、将来、新たな社会を牽引し、世界で活躍できるビジョンや資質・能力を有したイノベティブなグローバル人材を育成するため、高等学校等と国内外の大学、企業、国際機関等が協働し、テーマを通じた高校生国際会議の開催等、高校生へ高度な学びを提供する仕組み「アドバンスト・ラーニング・ネットワーク」（以下「AL ネットワーク」という。）を形成した拠点校を全国に配置することで、将来的に、WWL コンソーシアムへとつなげることを目的としています。

2. 事業の概要

（1）事業概要

本事業では、将来、世界で活躍できるイノベティブなグローバル人材を育成するため、これまでのスーパーグローバルハイスクール事業の取組の実績等、グローバル人材育成に向けた教育資源を活用し、高等学校等の先進的なカリキュラムの研究開発・実践と持続可能な取組とするための体制整備をしながら、高等学校等と国内外の大学、企業、国際機関等が協働し、テーマを通じた高校生国際会議の開催等、高校生へ高度な学びを提供する仕組み（AL ネットワーク）の形成を目指す取組を支援します。

（2）事業運営組織

AL ネットワーク形成のためのステークホルダー（利害関係者）として、「管理機関（国立の高等学校等にあつては当該学校を設置する国立大学法人、公立の高等学校等にあつては当該学校を所管する教育委員会又は公立大学法人、私立の高等学校等にあつては当該学校を設置する学校法人等をいう。）」、管理機関の管轄下において事業を実施する国立、公立及び私立の高等学校等の「拠点校」、「共同実施校」、「国内大学」、「海外大学」、「国内連携校」、「海外連携校」、「国際機関」、「NGO」、「企業」等を想定しています。管理機関の主体的な AL ネットワーク運営により、ステークホルダー間の緊密な連携や協働を調整し、将来のイノベティブなグローバル人材を育成します。

事業に関わる用語の定義は表 1 のとおりです。

表1 事業に関わる用語の定義

用語	定義
WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム（WWLコンソーシアム）	高度かつ多様な科目内容を、生徒個人の興味・関心・特性に応じて履修可能とする高校生の学習プログラムの開発と実践を担うコンソーシアム（共同事業体）。将来的に、高校生6万人あたり1か所を目安に、各都道府県での設置を目指す。
アドバンスド・ラーニング・ネットワーク（ALネットワーク）	「管理機関」の下に、「拠点校」を中心として組織されるネットワーク。「国内大学」、「海外大学」、「国内連携校」、「海外連携校」、「国際機関」、「NGO」、「企業」等のステークホルダーから構成される。将来的に、WWLコンソーシアムへつなげることを目指す。

ALネットワークのステークホルダーの定義と期待される役割は表2のとおりです。

表2 ALネットワークのステークホルダーの定義と期待される役割

ステークホルダー	定義と期待される役割
管理機関	国立の高等学校等にあつては拠点校を設置する国立大学法人、公立の高等学校等にあつては拠点校を所管する教育委員会又は公立大学法人、私立の高等学校等にあつては拠点校を設置する学校法人等のことを指す。事業申請の際に申請者となる機関で事業実施の責任機関。
事業拠点校 (以下「拠点校」という。)	本事業に参加する高等学校等（中等教育学校、併設型及び連携型中学校・高等学校を含む）のうち、事業実施の中心となる（拠点となる）高等学校等。
事業共同実施校 (以下「共同実施校」という。)	本事業に参加する高等学校等のうち、拠点校と設置者が同じであり、拠点校と共同で事業に取り組む高等学校等。
事業協働機関 (以下「協働機関」という。)	本事業に協働して取り組む国内外の大学、企業や国際機関等。
事業連携校 (以下「連携校」という。)	本事業に連携して取り組む国内外の高等学校等（在外教育施設やインターナショナルスクール等も含む）。
事業関係機関 (以下「関係機関」という。)	本事業に参加する全ての機関。
幹事管理機関	本事業に参加する管理機関のうち、事業全体の情報共有及び成果普及のための取組等を主催・実施する機関。
地域AL拠点機関	本事業に参加する管理機関のうち、地域ALネットワークの情報共有、成果普及のための取組等を主催・実施する機関。

(3) 研究開発・実践の対象

研究開発・実践の対象は、国立、公立及び私立高等学校、中等教育学校、併設型及び連携型中学校・高等学校（以下「高等学校等」という。）です。また、拠点校及び共同実施校は、同一の設置者（管理機関）であることが必要ですが、その他の教育機関は、同一の設置者である必要はありません。

なお、当該高等学校等が、文部科学省が実施する「スーパーサイエンスハイスクール」、「研究開発学校」、「マイスター・ハイスクール」等の他事業の指定を受けている（またはその予定がある）場合、本事業の拠点校または共同実施校となることはできませんが、連携校となることは可能です。本事業の申請に際しては、これらの事業との区分・相違などを十分整理した上で申請書類を作成してください。

(4) 事業の申請者

事業の申請は、管理機関から文部科学省初等中等教育局長宛に行うこととします。ただし、指定都市以外の市町村立学校については、都道府県教育委員会高等学校教育主管課において、私立学校等については、都道府県等の私立学校事務主管課において取りま

とめの上、提出してください。なお、本事業は主として高等学校等における入学時から卒業時までの一体的な取組を主な目的の一つとしておりますが、管理機関を同じくする複数の学校が共同で実施することも可能です。その際には、いずれか一つを拠点校とする必要があります。

(5) 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

① 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

② 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の処置を受けている期間中の者でないこと。

(6) 採択予定件数

2 拠点（予定） 採択件数は、企画評価会議が決定します。

(7) 申請要件

本事業において設定する目標を実現するため、以下の要件を満たすものとします。

1. 取組内容の要件

- ① 事業実施にあたって、グローバルな社会課題研究としてテーマ（SDGs、経済、政治、教育、芸術等）を設定すること。
- ② 国内外の大学、企業、国際機関等との協働によるイノベティブなグローバル人材育成に資する先進的なカリキュラムの研究開発・実践をすること。
- ③ カリキュラムの研究開発・実践において、外国語や文理両方の複数の教科を融合し、テーマと関連した「グローバル探究」等の新たな教科・科目を設定すること。また、その実施にあたっては、外国人講師やICT等を活用すること。
- ④ 大学教育の先取り履修を可能する取組を事業終了までに行うこと。
- ⑤ より高度な内容（例えば、微分方程式、線形代数、データマイニングや国際法等）を学びたい高校生が学習できる環境整備をすること。
- ⑥ 海外の連携校等への短期・長期留学や海外研修等を、カリキュラムの中に体系的に位置づけて対象となる生徒が必ず経験するようにすること。
- ⑦ 文系・理系を問わず、各教科をバランスよく学ぶ教育課程の編成をする（文系・理系のコース分け等を行わずに、または、コース分け等を行ったとしても、数学科、理科、地理歴史科、公民科等の教科を幅広く学べるようにする等）こと。
- ⑧ 国が実施するアジア高校生架け橋プロジェクトや海外の連携校等からリーダー、架け橋となる人材を受け入れ、日本人高校生と留学生と一緒に英語等での授業・探究活動等を履修するための学校体制を整備すること。
- ⑨ 国内外の大学、企業、国際機関等と協働し、国内外の高等学校等との連携によるテーマと関連した高校生国際会議等を事業終了までに行うこと。

2. 管理機関の要件

- ① 管理機関の下、拠点校を中心として組織的に研究開発・実践に取り組む体制（ALネットワーク）を整備すること。特に、連携校が国の他事業を実施することを希望する（または既に実施している）場合、複数の取組を実施するための体制の確認や調整を行うこと。
- ② 本事業の実施に際し、専門的見地から指導・助言に当たる運営指導委員会や事業の実施状況を検証するための組織（以下「検証組織」という。）等を設置すること。
- ③ 本事業が円滑及び適切になされるよう、管理機関の下、関係機関との間で十分な情報共有体制

を整備すること。

- ④ 関係機関が協働等をしながら、本事業を円滑に実施していくため、カリキュラムを研究開発する人材を管理機関に配置すること。
- ⑤ 管理機関による事業に関連した人的支援や財政的な支援及び独自の取組、質の高い取組とするための研修やセミナー等を実施すること。
- ⑥ 管理機関による支援期間終了後の事業を継続的に実施できる準備計画をすること。

(8) 事業期間

令和5年度～令和7年度（3ヵ年事業（予定））

ただし、毎年度、事業の実施状況等について評価または確認等を行い、事業の継続の可否を判断するものとする。なお、契約の締結は年度毎に行うものとする。国の財政事情等によりこれを必ず保証するものではありません。4年目以降の事業の実施については、国からの支援金はありませんが、3年目の評価結果等により特例制度等を活用した事業の継続実施が可能です。

(9) 事業規模

各年度の計画額の上限は、1拠点あたり840万円とする。ただし、予算状況等によっては各年度の計画の上限に変動が生じる可能性がある。

*各管理機関への支援金額は、「WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業企画評価会議」（以下「企画評価会議」という。）において、構想の規模及び本事業全体の予算額等に応じて調整します。なお、2年目以降の支援金額については、構想の計画、前年度の実績、執行状況等を勘案して検討します。（2年目以降における1拠点当たりの年間経費支援額（見込み）は840万円程度を予定していますが、予算状況により変更となる場合があります。）

*本事業の採択のための審査にあたり、計上している額の多寡のみで優劣が生じることはありませんが、本事業規模や自己負担額の確認のため、各管理機関が負担する負担額についても計上してください。

*国からの支援金がある期間中に事業実施体制を整備し、支援期間終了後は自立的に事業を継続できる計画を策定してください。

(10) 対象となる構想

本事業の対象となる構想は、関係機関の中期的、長期的なビジョンのもとに計画される、イノベーティブなグローバル人材育成のための研究開発（実践的な研究も含む）とします。

申請にあたっては、以下に示すI～V（幹事管理機関を希望する場合はVIも含む）の各項目について具体的な構想を策定してください。これらの項目は審査を行う際の観点となります。

なお、これらの項目は、関係機関に自らその教育とそのマネジメントを点検・評価する際の指針としても活用していただく予定です。

I 構想目的・目標の設定

- a. 事業の趣旨を踏まえて、イノベーティブなグローバル人材像を、資質・能力（コンピテンシー）、心構え・考え方・価値観等（マインドセット）、探究スキル等の観点から多面的に設定し、明確化している。

注記）上記に挙げた3つの観点は、スーパーグローバルハイスクール（文部科学省事業：2014年度～2020年度予

定)の事業成果検証において、高校生段階のグローバル人材の資質・能力を測るための指標を設定した際に用いたものであり、本事業においても活用する。

- b. 事業の趣旨を踏まえて、ALネットワークの目的と役割を明確化している。
- c. 設定したイノベティブなグローバル人材像及びALネットワークの目的と役割に基づいて、短期的、中期的及び長期的な目標を具体的に設定している。

II ALネットワークの形成

- a. 構想目的・年度計画の策定、事業の運営、達成状況の評価・見直しのため、管理機関の長と拠点校等における本事業の運営責任者、主要な協働機関の関係者等をメンバーとするALネットワーク運営組織を管理機関に設置している。【要件2-①(関連)】

注記)特に連携校において、国の他事業を実施することを希望する(または既に実施している)場合、複数の取組を実施するための体制の確認や調整を行うこと。

- b. ALネットワーク運営組織により、本事業が円滑及び適切になされるよう、関係機関の間で十分な情報共有体制を整備し、新たな協働事業の開発、有効な事業実施を実現している。【要件2-③】

注記)特定の国や地域に特化することなく、少なくとも2地域以上の、国内協働プログラム、国際協働プログラム、国内外のネットワークを活用した国際会議等のプロジェクトが考えられる。

- c. ALネットワーク運営組織が、国内外の大学、産業界、その他国際機関等との連携・交流を通じて、当該プログラムの修了生の国際的な分野を学ぶ国内外の大学への進学や国内外のトップ大学等への進学、海外留学等の促進に寄与している。

注記)長期的な成果として、当該プログラムの修了生の国際的なキャリアへの進路選択等が考えられる。

- d. ALネットワーク運営組織に専任者からなる事務局を設置するとともに、本事業のカリキュラムを開発する人材を配置している。【要件2-④】

- e. ALネットワーク運営組織において、国内外の大学、企業、国際機関等と協働し、国内外の高等学校等との連携によるテーマと関連した高校生国際会議等を事業終了までに行うことを明確化している。【要件1-⑨】

注記)国際会議等での国際プロジェクトや英語課題研究論文等の発表や表彰等の取組も考えられる。

- f. 事業成果の社会普及のため、社会に開かれたフォーラムや成果報告会などを予定している。またホームページ等による公表(外国語を含む)を予定している。

- g. ALネットワーク運営組織が、構想目的の達成に資する取組を計画し、その効果的かつ円滑な運営のための情報収集・提供を行っている。

注記)例えば、ここでの取組には、次のようなことが考えられる。

- 国が実施するアジア高校生架け橋プロジェクトや海外の連携校等からリーダー、架け橋となる優れた人材を受け入れ、拠点校や連携校の高校生と受け入れた生徒と一緒に授業・探究活動を履修【要件1-⑧】
- ICT、IoT活用による国内外との連携教育の強化

【加算項目】

- h. ALネットワーク運営組織の基盤となる関係機関との協定文書等がある。

III 研究開発・実践

- a. グローバルな社会課題の中からテーマ(SDGs、経済、政治、教育、芸術等)を設定している。【要件1-①】

- b. 拠点校、共同実施校、連携校等が、管理機関のリーダーシップのもと、イノベティブ

ブなグローバル人材育成に資する体系的かつ先進的なカリキュラム設計を、国内外の大学、企業、国際機関等との協働により行っている。【要件1-②】

- c. 設定したテーマと関連し、外国語や文理両方の複数の教科を融合した内容について、外国語を用いながら探究活動を行う「グローバル探究」等の教科・科目を設定している。また、その実施にあたって、外国人講師やICT等を活用している。【要件1-③】

注記) 例えば、次のような取組も考えられる。

➤ 探究の過程に必要なスキル(調査方法等)を習得する機会の設定

➤ 課題研究に必要な日本語や英語によるライティングスキルやプレゼンテーション技法を習得する機会の設定

- d. 海外の連携校等への短期・長期留学や海外研修等を、カリキュラムの中に体系的に位置づけて対象となる生徒が必ず経験するようにしている。【要件1-⑥】

- e. 体系的なカリキュラムの編成にあたって、文系・理系を問わず、各教科をバランスよく学ぶ教育課程の編成をしている(文系・理系のコース分け等を行わずに、または、コース分け等を行ったとしても、数学科、理科、地理歴史科、公民科等の教科を幅広く学べるようになされている等)。【要件1-⑦】

- f. 学習活動が、構想目的の達成に資するよう工夫されたものとなっている。

- g. 高大連携による大学教育の先取り履修を可能とする取組を事業終了までに行うことを明確化している。【要件1-④】

- h. より高度の内容(例えば、微分方程式、線形代数、データマイニングや国際法等)を学びたい高校生が学習できる環境整備をしている。【要件1-⑤】

- i. 国が実施するアジア高校生架け橋プロジェクトや海外の連携校等からリーダー、架け橋となる人材を受け入れ、日本人高校生と留学生と一緒に英語等で授業・探究活動を履修するための学校体制を整備している。【要件1-⑧】

【加算項目】

- j. これまで先進的な課題研究等の実績があり、その分析評価が行われ、それらの結果を踏まえた研究開発計画となっており、確実な成果が見込めるものとなっている。

- k. オンラインを駆使し、国内外の大学等と連携したAIやビッグデータなど文理横断的な行動な学びを実現するカリキュラム開発となっている。

IV 実施体制の整備

- a. 管理機関の下、拠点校を中心として組織的に研究開発・実践に取り組む体制を整備している。【要件2-①】

注記) 特に、連携校において、国の他事業を実施することを希望する(または既に実施している)場合、複数の取組を実施するための体制を整備する確認や調整を行うこと。

- b. 本事業が円滑及び適切になされるよう、管理機関の下、関係機関の間で十分な情報共有体制を整備している。【要件2-③(再掲)】

- c. 構想内容の水準を維持し、必要な改善を図るために、管理機関の長、拠点校等の校長の役割を明確に規定している。

- d. 本事業の実施に際し、専門的見地から指導・助言に当たる運営指導委員会や事業の実施状況を検証するための組織(検証組織)等を管理機関の中に整備し、検証に必要な資料・情報を明確に定め、収集している。【要件2-②】

- e. 管理機関が、拠点校等の卒業生の卒業後の進路とイノベーティブなグローバル人材としての成長の過程を追跡把握する仕組みを構築し、必要な情報を収集している。

- f. リーダー、架け橋となる留学生等の日本での学習や生活を支援する必要な体制を整備している。

【加算項目】

- g. 拠点校において、本事業による取組が学校全体の授業改善や関係機関の教職員や生徒の意識改革を促すものとなっている。
- h. 国が実施しているアジア高校生架け橋プロジェクトの留学生を受け入れている（その予定がある）。

V 財政等支援

- a. 管理機関が、本事業の運営にかかる経費を国からの委託経費のみではなく、自己負担額についても計上している。
- b. 管理機関が、事業の実施に必要な取組に対し、人的又は財政的な支援や教職員を育成するための研修やセミナー等を実施している。【要件2-⑤】
注記）例えば、グローバル人材育成に関する高等学校教員向けのセミナーや海外研修制度等が考えられる。
- c. 管理機関が、国の委託が終了した後も事業を継続的に実施できる計画を作成している。【要件2-⑥】

【加算項目】

- d. 管理機関が、事業終了までに企業と連携した取組を「企業版ふるさと納税」の仕組みを活用する等、国の委託が終了した後も事業を継続的に実施できる計画がある。

(11) 経費

本事業に係る経費は、内定後、改めて別途提出を求める事業実施計画書（WWLコンソーシアム構築支援事業委託要項（以下「委託要項」という。）5.（1））に基づき、文部科学省と管理機関がその事業計画について調整を行った上で委託契約を締結し、本事業による経費支援が適切と考えられる事項に関して、初等中等教育振興事業委託費（「WWLコンソーシアム構築支援事業」）により、文部科学省から経費の支援を行うこととします。

また、本事業に採択された管理機関が、同時に国の他の事業を実施する場合には、同一の取組に対して複数の事業から経費支援を行うことはできませんので、それぞれの事業の目的及び趣旨を適切に整理した上で計画することが必要です。

本事業において使用できる経費の種類は、次のとおりとします。

経費区分一覧表

経費区分	内容例 (事業に必要不可欠な経費のみ)	積算基礎・備考
1. 諸謝金	<ul style="list-style-type: none"> 外部講師謝金 ティーチングアシスタント (T A) リサーチアシスタント (R A) 運営指導委員会謝金 検証委員会謝金 指導助言 ・ 講演謝金 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県・市町村等における基準単価。 ただし、著しく高いものは不可。
2. 旅費	<ul style="list-style-type: none"> 外部講師、T Aの旅費 教員等の連携交渉、国内外研修引率、先進校視察、連絡協議会等に係る費用 (交通費、宿泊費、日当、旅行雑費) 生徒の国内外研修に係る費用 (海外は交通費のみ) 	<ul style="list-style-type: none"> 「旅行雑費」とは、「空港使用料」「出入国税の実費額」「燃油サーチャージ」「航空保険料」「航空券取扱手数料」等をいう。 都道府県・市町村等における旅費規程又は実費。 電車代はグリーン車不可、航空運賃はエコノミークラスのみ。 旅行先、泊数を明記。
3. 借損料	<ul style="list-style-type: none"> 物品借料 バス借り上げ代 	<ul style="list-style-type: none"> 市場の相場と比して著しく高いものは不可。
4. 会議費	<ul style="list-style-type: none"> 会場借料 (会議や発表会等の開催) 外部有識者の出席する会議開催等に伴うお茶代 	<ul style="list-style-type: none"> 実費。 市場の相場と比して著しく高いものは不可。 原則として受託機関の諸規則によるものとし、社会通念上常識的な範囲に限る。
5. 印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> 教材作成費 報告書作成費 	<ul style="list-style-type: none"> 実費。 市場の相場と比して著しく高いものは不可。 用紙代は消耗品費に計上。 部数は常識的な範囲に限る。
6. 図書購入費	<ul style="list-style-type: none"> 参考図書購入費 CDソフト購入費 (P Cソフト/音声教材等) 	<ul style="list-style-type: none"> 実費。 市場の相場と比して著しく高いものは不可。
7. 通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> はがき代/郵券代/郵便小包 電話代 	<ul style="list-style-type: none"> 実費。 市場の相場と比して著しく高いものは不可。 電話代等の通信費は、支出根拠が明確かつ本事業における使用分を分けることができる場合に限る。
8. 消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> 用紙代 記録用CD/DVD等 トナー代/インク代 	<ul style="list-style-type: none"> 備品 (単価 10 万円以上かつ耐用年数 1 年以上のもの) の購入は不可。 実費。市場の相場と比して著しく高いものは不可。
9. 人件費	<ul style="list-style-type: none"> ①カリキュラム・アドバイザー (必須) ②外国人講師等 ③海外交流アドバイザー ④事務補助員 	<ul style="list-style-type: none"> 管理機関において雇用 (全て非常勤) 職種ごとに支援金額の上限あり ①及び② : 380 万円、③ : 240 万円、④ : 160 万円
10. 雑役務費	<ul style="list-style-type: none"> 発表会開催に係るイベント運営業務 英語版HP作成費 その他上記に属さない経費 (振込手数料等) 	<ul style="list-style-type: none"> プログラム開発のコンテンツ作成。 雑役務費における業務委託は、本事業を遂行する上で必要となる補完的な定型業務に限る。 支出の詳細が分かるようにすること。
11. 消費税相当額	<ul style="list-style-type: none"> 人件費 (通勤手当を除く) 外国旅費 (航空運賃、外国宿泊費、日当) 	<ul style="list-style-type: none"> 課税事業者の場合、左記に係る消費税相当額を別途計上。
12. 再委託費		<ul style="list-style-type: none"> 再委託が合理的であると認められた場合のみ一部可。 再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。

* 協働機関や連携校の教員・生徒等に対して委託費から支出を行うことは事業目的に沿ったものであれば可能。

①旅費について

旅費の内、生徒の海外研修費として支援できる金額の上限は、委託費総額の30%までとなります。また、生徒の海外研修費として支援できるのは、交通費のみとなります。

②人件費について

(i) カリキュラム・アドバイザー（必須）

a. 趣旨

関係機関が協働等をし、本事業を円滑に実施していくため、管理機関の下に設置されるALネットワーク運営組織の中に、カリキュラムを研究開発するためのカリキュラム・アドバイザーを配置します。

b. 支援内容

勤務形態：管理機関の職員（非常勤講師を含む）として雇用。雇用手続、給与支給等は管理機関が行ってください。

支援上限：経費支援予定額のうち380万円を上限。

(ii) 外国人講師等

a. 趣旨

本事業の目的を達成するため、管理機関の下に設置されるALネットワーク運営組織の中に、設定したテーマや課題研究に関する専門性を有し、当該内容について単独で外国語による指導を行うことができる外国人講師等を配置します。

b. 支援内容

勤務形態：管理機関の職員（非常勤講師を含む）として雇用。雇用手続、給与支給等は管理機関が行ってください。

支援上限：経費支援予定額のうち380万円を上限。

(iii) 海外交流アドバイザー

a. 趣旨

本事業の目的を達成するため、管理機関の下に設置されるALネットワーク運営組織において、海外の機関と連携交渉を行うことができる海外交流アドバイザーを活用します。

b. 支援内容

勤務形態：管理機関の職員（非常勤職員を含む）として雇用。雇用手続、給与支給等は管理機関が行ってください。

支援上限：経費支援予定額のうち240万円を上限。（国による支援は初年度のみ）

(iv) 事務補助員

a. 趣旨

管理機関の下に設置されるALネットワーク運営組織や拠点校等における事務作業（経理事務補助、資料作成・整理等）の負担軽減を図ります。（生徒への指導、引率は含まない）

b. 支援内容

勤務形態：①管理機関が非常勤事務員（職員）として雇用。雇用手続、給与支給等は管理機関が行ってください。

②管理機関が派遣会社を通じて事務員を受け入れ。派遣会社との契約手続、支払等は管理機関が行ってください。

支援上限：経費支援予定額のうち160万円を上限。

<共通留意事項>

- ・ 支援上限額には、給与、社会保険（事業主負担を含む）・労災保険・健康保険、通勤費等を含み、当該経費は経費支援予定額から支出することとなります。
- ・ それぞれの支援上限額に管理機関の負担分を上乘せし、職種ごとに複数名を雇用することは可能です。ただし、雇用しない職種があったとしても、その分の経費を他の職種の支援上限額に上乘せすることはできません。例えば、カリキュラム・アドバイザーのみを雇用する場合でも、その上限は380万円となります。
- ・ 本事業に専従するカリキュラム・アドバイザー等の人件費について、業務に必要な期間を計上してください。また、単価の積算は原則として、計算式により構成要素ごとに計算してください。

<時間単価の算出方法>

委託先に公表・実際に使用している人件費単価規程等（すなわち、①当該単価規程等が公表されていること、②他の官公庁で当該単価の受託実績があること、③官公庁以外で当該単価での複数の受託実績があること、のいずれかの条件を満たすこと）に基づき単価を算出すること。

(i) 正職員の受託人件費時間単価

委託先の単価規程の基づく時間単価を使用すること。

(ii) 出向者、臨時雇用職員（注1）の受託単価

委託先の人件費時間単価を定めている場合であっても、出向者、臨時雇用職員については、次のとおり積算してください。

人件費時間単価＝

$$\text{（委託先が負担した年間総支出額（注2）+年間法定福利費）} \div \text{年間理論総労働時間}$$

（注1）：「臨時雇用職員」とは、単純作業を行うアルバイトではなく、正職員と同等以上又は補助者として一定の経験があるものをいう。

（注2）：「委託先が負担した年間総支給額」には、時間外手当を含まない。

※なお、これにより難しい場合は文部科学省と別途協議の上決定します。

③消費税相当額について

文部科学省において実施されている委託業務は、「役務の提供」（消費税法第2条第1項第12号）に該当することから、原則として業務経費の全体が課税対象となります。したがって、積算した業務経費全体に消費税相当額を計上することとなります。ただし、消費税込みの金額となっている経費には消費税が既に含まれており、消費税相当額を別途計上すると二重計上となるため注意が必要です。

委託金額の積算にあたっては、課税事業者と免税事業者とでは次に掲げるとおり取扱いが異なりますので、下記の「課税対照表」を参照の上、適切な消費税額を計上してください。

(i) 課税事業者の場合

事業実施過程で取引の際に消費税を課税することとなっている経費（以下「課税対象経費」という。）は消費税額を含めた金額を計上し、課税対象経費以外の経費（不課税経費）は消費税相当額を別途計上します。

(ii) 免税事業者の場合

消費税を納める義務を免除されているので、課税対象経費分のみ消費税額を含めた金額とします。（不課税経費に対し消費税相当額を別途計上しません。）

<不課税対象経費例>

- ・人件費…交通費は消費税込なので、給与として交通費を含めている場合は留意。
- ・諸謝金…委託先の基準により、税込金額か税別金額か取扱いが異なるので、留意。
- ・外国旅費のうち、航空運賃・外国宿泊費・日当
…空港施設使用料、旅客保安サービス料は課税対象なので、留意。

④支援対象外となる取組について

(i) 本事業の趣旨・目的に照らして関連性の不明確な取組

構想において、本事業と直接関連しない取組についても計画し実施することができますが、当該取組については支援対象外とします。

(ii) 環境整備

施設の整備や施設に固定する備品等（情報環境整備のためのコンピュータの整備<リースも含む>やソフトウェアの大量購入、講習などを含む）は支援対象外とします。

(iii) 個人の取組

- 生徒、教職員が個人として、大学の授業の受講やコンクールへの参加等を行う場合、受講料・参加費・旅費は支援対象外とします。ただし、本事業の取組の一環として学校単位やクラブ単位で生徒が参加する場合は、支援対象とします。
- 学会や協会等の団体に会員として登録するための会費・登録費・入会金・年会費等は支援対象外とします。
- 外部有識者が出席する会議の開催に必要なお茶代等を除き、飲食費（菓子等を含む）は支援対象外とします。

3. 選定方法及び選定結果の通知

(1) 審査手順

本事業の採択のための審査は、企画評価会議において行います。審査方法については、別添「審査基準」のとおり。提出された申請書類に基づく企画評価会議書面審査部会による書面審査の上、企画評価会議での合議審査により採択する管理機関を決定します。なお、本事業に関する審査は、2月下旬頃から行う予定です。選定終了後、3月末日までにすべての提案者に選定結果を通知します。

(2) 企画評価会議による意見

採択にあたっては、企画評価会議における審議を踏まえ、構想に対して意見又は条件を付すことがあります。

4. 事業の実施

(1) 公募及び契約締結

この公募は、令和5年度予算成立後に直ちに事業を開始できるよう、本予算成立前に始める公募であることから、国会における本予算成立までの間、当該事業の実施の可否や事業内容・規模、事業開始時期等に変更が生じる可能性があること、並びに本事業は本予算成立後でなければ開始することができないことに留意してください。

また、国の契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても契約書締結後でなければ事業に着手できないことに十分留意してください。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知してください。

(2) 採択時に付された意見又は条件の反映

採択された管理機関は、事業の実施にあたっては、「3. (2)」に記載する企画評価会議による意見又は条件を踏まえて修正した構想計画書等を提出し、実施するよう留意してください。以下の「6. (2)」に記載する事業の評価においては、この意見又は条件への対応状況についても評価対象となります。

(3) 事業完了（廃止）報告書及び事業完了決算書の提出（委託要項 8 を参照）

採択された管理機関は、事業の実施状況について検証機関による外部評価を受け、助言を得るとともに、構想に定めた毎年度の目標達成状況を含め、事業実施計画の実現状況について適切な評価を行い、毎年度、事業の進捗状況とともに事業完了（廃止）報告書（委託要項（別紙様式 3））を提出してください。

また、毎年度、経費の使用実績に関する事業完了決算書（委託要項（別紙様式 4-1～5））を作成し、文部科学省へ提出してください。

なお、提出された書類において、事業の実施に不十分な部分が認められる場合には、文部科学省は管理機関に対し、改善を求めることとします。

また、本事業の実施に伴い作成した成果物も、併せて提出してください。

(4) 成果の普及

本事業による成果については、国民・社会に対する説明責任を果たすとともに、成果の幅広い普及の観点から、ホームページでの公表等により他の高等学校等に対する情報提供を行います。

5. 提出書類の提出期限、提出書類、提出先

(1) 提出書類

- ・別紙様式 1～6

本事業の趣旨及び目的等を十分に踏まえて、所定の様式（別紙様式 1～6）で調書等を作成し、管理機関から文部科学省初等中等教育局長宛に申請してください。様式は、文部科学省のホームページ（https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/1412062.htm）からダウンロードしてください。

- ・審査基準に記載のある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し。
- ・企画競争に参加を希望する者（再委託先がある場合は再委託先も含む）は、申請希望調書提出時に、暴力団等に該当しない旨、別に誓約書を提出しなければなりません。
- ・前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案は無効とするものとします。
- ・前 2 項は、地方公共団体、独立行政法人、又は国公立大学法人には適用しません。

(2) 提出期限

申請希望調書（提出は任意）：令和 5 年 2 月 13 日（月）正午必着 ※提出期限は厳守のこと

構想計画書等：令和 5 年 2 月 28 日（火）正午必着 ※提出期限は厳守のこと

※データを送信した書類については、送信時に提出されたものとみなす。

※提出期限を過ぎてからの書類の提出及び提出期限後の書類の差替えは認めない。

(3) 提出先

電子媒体送付先：b-wwl@mext.go.jp

(4) 提出方法

①申請希望調書【別紙様式1】（提出は任意）

申請数を把握し円滑な審査を実施するため、構想計画書等の提出に先立って申請希望調書の提出をお願いします。申請希望調書は、ダウンロードした別紙様式（Excel形式）をPDFファイルに変換した電子データを正本として、PDF変換する前の形式の電子データを副本としてメールにて提出してください。提出する際は、各都道府県・指定都市教育委員会高等学校教育主管課、各都道府県等私立学校事務主管課、附属高等学校及び中等教育学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課において取りまとめの上、以下の手続に沿って提出してください。なお、政令指定都市以外の市及び町村立学校の管理機関におかれては、都道府県教育委員会高等学校教育主管課にて、とりまとめの上、提出してください。

<電子メールの件名・電子ファイルの件名について>

提出する際の電子メールの件名及びファイル名は、「申請希望調書：都道府県・指定都市名（公立・私立）又は国公立大学法人名」（「」は除く。）とすること。

- (例) ○○県教育委員会の場合「申請希望調書：○○県（公立）」
○○県私学文書課の場合「申請希望調書：○○県（私立）」
○○大学（国公立大学法人）の場合「申請希望調書：○○大学」

②構想計画書等【別紙様式2～6】

構想計画書等は、ダウンロードした別紙様式（Word及びExcel形式）をPDFファイルに変換した電子データを正本としてメールにて提出してください。また、別紙様式4の添付資料等紙媒体による資料がある場合、当該資料をPDFファイル化の上で提出してください。なお、PDF変換する前の別紙様式の電子データを副本として提出してください。

- ※ PDFファイルの作成に当たっては、元データと同様の表示内容が反映されていることを必ず確認の上で提出してください。なお、PDFファイルへの変換ミス等による正本の再提出は、提出期限後においては一切受け付けません。
- ※ 電子メールでの構想計画書等の提出後、文部科学省より受領確認の返信メールを送りますので、必ず当該メールの受信を確認してください。

提出する際は、各都道府県・指定都市教育委員会高等学校教育主管課、各都道府県等私立学校事務主管課、附属高等学校及び中等教育学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課において取りまとめの上、以下の手続に沿って電子媒体を提出してください。なお、政令指定都市以外の市及び町村立学校の管理機関におかれては、都道府県教育委員会高等学校教育主管課にて、とりまとめの上、提出してください。

電子媒体の提出にあたっては、各学校につき、別紙様式2～6等（様式自由の構想全体の概要が分かるビジュアル資料や別紙様式4添付資料を含む。）を順に合わせた1つのPDFファイルを提出してください。

- ※ 別紙様式をPDF形式で提出する際は、紙媒体のものをスキャナ等で読み込んで変換することはせず、Word・Excelのデータから直接PDF形式に変換してください。

<電子メールの件名について>

提出する際の電子メールの件名については、「構想計画書等：都道府県・指定都

市名（公立・私立）又は国公立大学法人名」（「」は除く。）とすること。

- (例) ○○県教育委員会の場合「構想計画書等：○○県（公立）」
○○県私学文書課の場合「構想計画書等：○○県（私立）」
○○大学（国公立大学法人）の場合「構想計画書等：○○大学」

<電子ファイルの件名について>

電子媒体で提出する際の各ファイル名については、以下のようにすること。都道府県番号は、別紙様式1のシート「都道府県番号」を参考に各自記入すること。

(例)

- …北海道県教育委員会が申請する場合
 - 01 北海道教育委員会構想計画書等.pdf
(全体を1つにした PDF ファイル)
 - 01 北海道教育委員会◎◎.docx
(別紙様式◎◎の Word ファイル)
 - 01 北海道教育委員会▲▲.xlsx
(別紙様式▲▲の Excel ファイル)
 - 01 北海道教育委員会●●.docx
(別紙様式●●の Word ファイル)
 - 01 北海道教育委員会■ ■.pptx
(構想全体の概要が分かるビジュアル資料■ ■の PowerPoint ファイル)
 - 01 北海道教育委員会▼▼.xlsx
(別紙様式▼▼の Excel ファイル)
- …東京都にある○○学校法人が申請する場合
 - 13○○学校法人構想計画書等.pdf
(全体を1つにした PDF ファイル)
 - 13○○学校法人◎◎.docx
(別紙様式◎◎の Word ファイル)
 - 13○○学校法人▲▲.xlsx
(別紙様式▲▲の Excel ファイル)
 - 13○○学校法人●●.docx
(別紙様式●●の Word ファイル)
 - 13○○学校法人■ ■.pptx
(構想全体の概要が分かるビジュアル資料■ ■の PowerPoint ファイル)
 - 13○○学校法人▼▼.xlsx
(別紙様式▼▼の Excel ファイル)

(5) 留意事項

- ① 申請書類の作成費用については、結果に関わらず申請者の負担とします。また、提出された申請書類については返却しません。
- ② 事故等による申請書類やメールの不達については、文部科学省は一切責任を負いません。
- ③ 採択件数は現時点の予定であり増減する場合があります。最終的な採択件数は審査委員会が決定します。
- ④ 公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等は回答できません。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示します。

- ⑤ 事業実施にあたっては、契約書及び業務計画書等を遵守すること。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取り消しなどによって記載した内容と異なる状況になった場合には速やかに発注者に届け出ること。
- ⑥ 再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。
- ⑦ 審査終了後ただちに採択者と契約に向けた手続きに入る。すみやかに契約締結するため、遅滞なく以下の書類を提出すること。業務計画に再委託が予定されている場合は再委託先にも周知しておくこと。
- ⑧ 提出された申請書類については、本公募要領に従っていない場合や不備がある場合でも、差し替えや訂正は認めません。
- ⑨ 申請書類に、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れ等があった場合、審査対象とされないこともあります。
- ⑩ 提出された申請書類は、申請者の利益の維持、「行政機関の保有する個人情報に関する法律」その他の観点から、企画評価会議において審査等の資料として使用しますが、その他の目的には使用せず、内容に関する秘密は厳守されます。詳しくは、文部科学省「個人情報保護」WEB サイト
(http://www.mext.go.jp/b_menu/koukai/kojin.htm) を御覧ください。

6. その他

(1) 管理機関の留意事項

採択がなされ、初等中等教育振興事業委託費の交付を受けた場合、管理機関は以下のことに留意してください。

- ① 事業実施にあたっては、契約書及び構想計画書等を遵守してください。本事業の経理等事務を適切に行うため、「委託要項」に基づき、管理機関が計画的に経費の管理を行うようにしてください。その際、本事業の経理については、他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を当該取組が完了した年度の翌年度から5年間保存することにも注意してください。
- ② その他法令等、国の定めるところにより、必要な責任を負うこととなります。
- ③ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など構想計画書に記載した事項について、認定の取り消しなどによって記載した内容と異なる状況になった場合には速やかに文部科学省に届け出てください。
- ④ 採択後、本事業に関係する海外研修等の取組を実施する場合は、安全確保に十分配慮してください。昨今の海外情勢を踏まえ、外務省海外安全ホームページ等を参考に海外渡航先の危険情報に留意ください。

(2) 契約締結に関する取り決め

① 契約額の決定方法について

採択決定の後、採択者と契約額及び契約の条件等について調整を行います。契約額については国が業務計画書と参考見積価格等を精査し、委託要項等で経費として認めているもの以外の経費、業務の履行に必要なではない経費、過大に見積もられた経費などは負担しません。したがって契約額は採択者が提示する参考見積価格とは必ずしも一致しない

のでその点を承知しておいてください。また、契約額及び契約の条件等について双方の合意が得られない場合には採択決定を取り消すこととなるのでその点についても承知しておいてください。

② 契約締結前の執行について

国の契約は会計法により当事者双方が契約書に押印しない限り確定しないため、たとえ本事業に採択されたとしても双方が契約書に押印していない間は事業に着手することはできません。したがって、それ以前に採択者が要した経費についても国は負担することはないのでその点について十分留意するとともに、採択後は迅速に契約締結を進めて行くこと。なお、業務の一部を別の者に再委託先する場合はその再委託先にも伝えておくこと。

(3) 事業の評価等（実施要項 8、11（3）、13 関係）

文部科学省は企画評価会議と協力して、支援開始から 3 年目に事業構想の達成度に基づいて管理機関の実績に関する評価を実施します。また、毎年度の事業完了（廃止）報告書における内容及び評価の結果等は、次年度以降の支援経費の配分に勘案されるとともに、事業目的及び目標の達成が困難又は不可能と判断された場合は、事業の中止も含めた計画の見直しを行うことがあります。

また、評価等については、企画評価会議で定める評価方法、基準等に基づいて行われます。

(4) 公表等

採択された管理機関の構想計画書等を公表する予定です。広報資料の作成等を行うことを予定しておりますので、指定された管理機関は御協力ください。

また、採択された管理機関においては、採択後 5 年間、構想計画書等、毎年度の取組状況・成果物（研究報告書や生徒論文集等）等を管理機関や各拠点校等のホームページで公表することとします。国内外の他の高等学校や生徒を含め、広く情報提供して積極的な情報発信に努めてください。

(5) 契約締結にあたり必要となる書類

- ・ 事業実施計画書（委託業務経費内訳または参考見積書を含む）
- ・ 委託業務経費（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規定、見積書など）
- ・ 再委託に係る委託業務経費内訳
- ・ 別紙（銀行口座情報）

7. 問合せ先

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付改革推進係

電話：03-5253-4111（内線 3300）

FAX：03-6734-3727

HP：http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/1412062.htm

上記ホームページから、申請書類の様式のダウンロードが可能です。

なお、本事業の申請に関する質問やその回答についても、上記ホームページにおいて公表する予定ですので、適宜御確認ください。公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できません。

8. 今後のスケジュール

下記は、現時点でのスケジュールですが、申請数によっては、審査期間の延長により予定が後ろ倒しになる可能性があります。

令和5年2月 7日	公募開始
2月20日	申請希望調書の提出締切【別紙様式1】（提出は任意）
2月28日	構想計画書等の提出締切【別紙様式2～6等】
3月上旬～	書面審査・合議審査
3月末	審査結果の通知及び内定
3月末	採択
4月～5月	事業計画の確認及び確定
5月下旬	契約締結

※予算成立の時期により契約時期が変更となります。

※契約締結後に生じた経費のみが委託経費の対象となるので、構想計画書等の作成にあたっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意してください。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知してください。

令和5年度 WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム

構築支援事業に関する質問事例

目次

1. 研究開発のための組織体制.....	4
Q1. 管理機関において、運営指導委員会のような組織を立ち上げる必要がありますか？...	4
Q2. 運営指導委員会の人数の上限又は下限や、開催頻度の決まりはありますか？	4
Q3. 運営指導委員会は、第三者によって組織するものとされていますが、構成員の考え方を教えてください。	4
Q4. 検証組織とはどのようなものを想定していますか？	5
Q5. 複数の運営指導委員を兼務することはできますか？	5
Q6. より高度な内容を学びたい高校生が学習できる環境整備とは、具体的にどのようなことですか？.....	5
Q7. AL ネットワーク運営組織の専任者からなる事務局の構成員は一人でも可能ですか？ またその人材が、カリキュラムを開発する人材と兼ねることも可能ですか？	5
2. 事業の対象、実施規模	5
Q1. 対象となる生徒を特定の学科やコースのみとするなど、事業の実施規模として一部の生徒のみを対象としても良いですか？	5
Q2. 本事業で研究開発対象となるカリキュラムは、令和4年度入学生から適用する必要がありますか？	6
Q3. 令和5年度から開校予定の新設校で取組を実施したいのですが、令和4年度から採択を受けることは可能ですか？	6
Q4. 成果指標の対象は学年全員ですか、それとも対象生徒のみですか？	6
Q5. 本事業の対象となる取組は、人文科学・社会科学分野のみですか？	6
Q6. 中高一貫校における前期課程（中学校のカリキュラム）も研究開発の対象としても良いですか？	6
3. カリキュラム編成.....	6
Q1. 本事業用のカリキュラムを編成する必要はありますか？	6

Q2. SGH で求められていた課題研究は本事業では必須ではありませんか？	6
Q3. 海外研修は必ずカリキュラムに入れなければなりませんか。	7
Q4. 「学習活動が、構想目的の達成に資するよう工夫されたものとなっている」とありますが、具体的にはどのような学習活動を想定していますか。	
Q5. 事業の共同実施校や連携校では、全て同じカリキュラムを実施する必要がありますか。	7
Q6. 事業終了後の措置はどのようになっていますか。	7
4. 大学、企業、国際機関等との協働	7
Q1. 国際化に重点を置く大学との協働については、どのような内容が考えられますか？...	7
Q2. 大学との協働や海外の高校との連携については、申請時にどこまで調整している必要がありますか？	8
Q3. これまでも特定の大学と高大連携をしてきましたが、更に新たな大学との協働が必要になりますか？	8
Q4. ICT や海外研修、短期・長期留学に関する取組について、企業との共同開発は認められますか？	8
Q5. 1つの高等学校等が複数の大学等と協働することは可能ですか？また、1つの大学等が複数の高等学校等と協働することは可能ですか？	8
Q6. 「大学との協働」と、従来の「高大連携」との違いを教えてください。	8
Q7. 事業連携校は、拠点校と同一地域でなければなりませんか。	9
5. 海外研修、短期・長期留学	9
Q1. アジア地域への海外研修、短期・長期留学を検討していますが、渡航先の国は英語圏である必要がありますか？	9
Q2. 今の高校生の英語力ではプロジェクト学習・共同研究などはハードルが高いため、語学力育成を含む研修にしても良いですか？	9
Q3. 教員の指導力向上等を目的とした国内外研修は支援対象となりますか？	9
Q4. 海外研修等の参加について、生徒に自己負担を求めても良いですか？	9
Q5. 短期・長期留学については必ず実施しなければなりませんか。	9
6. カリキュラム・アドバイザーについて	9

Q1. 在宅での勤務やテレワーク等での雇用も可能ですか？	9
Q2. 半年間等，期限付きでの雇用は可能ですか？	9
7. 外国人講師等について	10
Q1. ALTとの違いは何ですか？	10
Q2. 本事業の人件費で，民間の人材派遣会社に雇用されている外国人を指導補助者として雇用することはできますか？	10
Q3. これまで，大学の留学生等をティーチングアシスタント（TA）及びリサーチアシスタント（RA）として本事業に協力してもらい，謝金を支出してきましたが，今後は，雇用契約を締結し，所要経費の経費区分上の人件費として計上したいと考えていますが，その場合はどの職種として計上し，また，その支援上限額はどのようになりますか？	10
8. 海外交流アドバイザーについて	10
Q1. カリキュラム・アドバイザーや事務職員が，海外交流アドバイザーを兼務することは可能ですか？	10
9. 学校環境の国際化について	10
Q1. 留学生はどの程度受け入れる必要がありますか？	10
10. 評価・成果の普及について	11
Q1. 成果の普及はどの程度行う必要がありますか？	11
Q2. 国は，事業対象の高校生が取り組んだ課題研究内容について発表する場を企画していますか？	11
Q3. 評価はいつ，どのように行いますか？	11
11. 経費について	11
Q1. 支援額約870万円というのは，1年間の支援額ですか，それとも3年間の総額ですか？また，1年間の支援額の場合，2年目以降の支援額はどのようになりますか？	11
Q2. 支援対象外となる経費を教えてください。	11
Q3. 海外大学進学サポート（エッセイの添削やSAT対策等）に係る費用は対象となりますか？	12
Q4. 事業連携校に係る費用は支援対象となりますか？	12
Q5. 運営指導委員会等の運営に係る経費は支援対象となりますか？	12

Q6. 海外から研究者や高校生を招聘する費用は支援対象となりますか？	12
Q7. 国内外の研修を実施する際、航空券の手配やバスの借り上げ等を旅行会社へ委託する 予定で、この場合は「WWL コンソーシアム構築支援事業委託要項」の「7. 再委託」 に該当しますか？	12
Q8. 「企業版ふるさと納税」とはどういう制度ですか。	13

1. 研究開発のための組織体制

Q1. 管理機関において、運営指導委員会のような組織を立ち上げる必要がありますか？

A1. あります。WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業実施要項3（2）において、「本事業の実施に際し、専門的見地から指導、助言に当たる運営指導委員会や事業の実施状況を検証するための第三者組織（検証組織）等を設置するものとする。」としています。

Q2. 運営指導委員会の人数の上限又は下限や、開催頻度の決まりはありますか？

A2. 運営指導委員会の人数の上限・下限や開催頻度についての決まりはありませんが、第三者委員会としての運営に対する指導、助言、検証を専門的見地から行うに当たり、最も公平かつ有効と考えられる人数及び開催頻度を、管理機関で御判断下さい。

Q3. 運営指導委員会は、第三者によって組織するものとされていますが、構成員の考え方を教えてください。

A3. 運営指導委員会は、管理機関における事業の運営、拠点校及び共同実施校の取組内容に関し、客観的に指導、助言を行う機能を担います。具体的には、管理機関、事業拠点校、事業共同実施校、事業連携校の教職員及び、事業協働機関・事業関係機関のうち直接事業の実施に関わる者、については避けた方が良いと考えます。どの程度の第三者性があるかについては、運営指導委員会の機能に鑑み、外部有識者としての指導、助言の実施に係る適切性及び客観性の確保が、一般的・合理的に説明可能であるかどうかによります。

また、私立学校等において、同一の学校法人等が設置する学校の教職員等も第三者には該当しないと考えます。

実施要項3.（2）「関係行政機関」については、申請校の所在する都道府県等の地方自治体に限らず、国や独立行政法人等も対象となります。ただし、公立学校の場合、拠点校及び共同実施校を所管する教育委員会は管理機関そのものですので、第三者に該当しません。例えば、課題研究内容を所掌する行政機関やその担当部署も対象として考えられます。

Q4. 検証組織とはどのようなものを想定していますか？

A4. 事業を3年間継続していく中で、取組の成果がどの程度目標に近づいているのか、あるいは採択前と比較して生徒の資質・能力等にどの程度変化が見られたのか等、単なるアンケート等に終始することなくデータをもとに客観的に分析していくことが必要です。検証の対象は研究開発・実践の対象となる学校及び管理機関となります。よって検証組織はそれらとは利害関係のない第三者で組織されることが望ましいと考えます。例えば統計学等を専門としている大学教授等（人数は問わない）で構成されることを想定しています。

Q5. 複数の運営指導委員を兼務することはできますか？

A5. 管理機関が設置する運営指導委員会の構成員は、それぞれの学校の特色や取組内容等を踏まえ、専門的見地から指導、助言を行うことのできる人材で構成する必要があります。当該観点を踏まえ、結果的に同一人物が複数の運営指導委員会の委員を兼務することは可能です。ただし、検証組織については運営指導委員会とは独立したものであることが望ましいと考えます。

Q6. より高度な内容を学びたい高校生が学習できる環境整備とは、具体的にどのようなことですか？

A6. 従来のように生徒が一律に同じ内容を学習するというだけではなく、生徒の興味・関心に応じて、大学の授業や海外の連携校での授業を受講できるようにすることを想定しています。

なお、例えば、大学教育の先取り履修を可能とすること、遠隔教育のシステム等を用いて大学での授業を受けられるようにすること、日本オープンオンライン教育推進協議会（JMOOC）が提供するオンライン大学講座を視聴できるようにすること等の方法が考えられます。

Q7. ALネットワーク運営組織の専任者からなる事務局の構成員は一人でも可能ですか？またその人材が、カリキュラムを開発する人材と兼ねることも可能ですか？

A7. ALネットワーク運営組織は、管理機関の長（実質的な担当者での代理も可能）、拠点校等における本事業の運営責任者、主要な共同機関の関係者等をメンバーとする組織となります。複数の学校等を取りまとめ、会議等の計画、会計等を担当する事務局の設置が必須だと考えています。人数は問いませんが、複数名いることが望ましいのではないかと考えます。その中から誰かがカリキュラム・アドバイザーを兼ねることは、業務量に無理がなければ可能だと考えます。

2. 事業の対象，実施規模

Q1. 対象となる生徒を特定の学科やコースのみとするなど、事業の実施規模として一部の生徒のみを対象としても良いですか？

A1. 本事業は、イノベティブなグローバル人材を育成するための先進的なカリキュラムの研究開発・実践であるため、より高い成果を得るためにあらかじめ学科やコースを対象

とした取組を行うことも可能ですが、3年間一環の取組となる必要があります。また国費の適切な投入の観点から、幅広く実施可能な取組（例えば、課題研究発表会や高校生国際会議等）については、可能な限り多くの生徒が参加できるよう工夫してください。

なお、本事業の対象生徒をどの程度とするかは、各構想計画によって異なります。

Q2. 本事業で研究開発対象となるカリキュラムは、令和5年度入学生から適用する必要がありますか？

A2. 本事業による活動自体は令和5年度から開始できるように準備してください。

Q3. 令和6年度から開校予定の新設校で取組を実施したいのですが、令和5年度から採択を受けることは可能ですか？

A3. 採択時に取組の対象となる事業拠点校に生徒が在籍せず、令和5年度を令和6年度以降の取組実施のための準備期間とする場合は対象外となります。ただし、拠点となる学校において統合や学科の新設を予定しており、令和5年度についても既に在学している生徒を対象とした取組の実施を前提に、学校環境の変化を研究開発の比較対象の一つとして捉え、積極的に活用できるような場合には申請が可能です。

Q4. 成果指標の対象は学年全員ですか、それとも対象生徒のみですか？

A4. 原則、本事業取組の対象者としませんが、本事業の対象でない生徒との比較の観点から成果を把握するため、本事業の対象でない生徒に対しても調査を実施してください。

Q5. 本事業の対象となる取組は、人文科学・社会科学分野のみですか？

A5. 本事業の取組は、必ずしも人文・社会科学分野のみを対象とするのではなく、グローバルな社会課題の中からテーマを設定することとしています。

Q6. 中高一貫校における前期課程（中学校のカリキュラム）も研究開発の対象としても良いですか？

A6. 本事業において、高等学校教育の目標を踏まえつつ先進的なカリキュラムの研究開発・実践を行うこととしていますが、効果などを検証するため、中高一貫校における前期課程の取組にかかる部分も、委託費による支援の対象となります。

3. カリキュラム編成

Q1. 本事業用のカリキュラムを編成する必要がありますか？

A1. 本事業はイノベティブなグローバル人材を育成するための先進的なカリキュラムの研究開発等ですが、既存のカリキュラムをそのまま実施するからといって申請対象外にはなりません。その場合、審査の際には、既存のカリキュラムを維持する目的、理由等を含め総合的に判断されます。また、本事業のための学科やコースの設定についても同様とします。

Q2. SGH で求められていた課題研究は、本事業でも必須ですか？

A 2. 本事業でも「グローバルな社会課題研究の中からテーマを設定すること」という要件を課しており、テーマに基づいた探究活動を行うことはグローバル人材として必要な能力を身につけるために有効と考えますので、是非カリキュラムに組み込んでいただきたいと思います。その際、単に調べ学習を行うレベルではなく、「グローバル探究」等の新たな教科・科目として実施する、留学生等と一緒に英語で探究活動を行う科目を設定する等のレベルを求めています。

Q 3. 海外研修は必ずカリキュラムに入れなければなりませんか。

A 3. 申請要件 1 ⑥にあるとおり、海外研修または留学をカリキュラムに体系的に位置づけ、必修化することを求めています。

Q 4. 「学習活動が、構想目的の達成に資するよう工夫されたものとなっている」とありますが、具体的にはどのような学習活動を想定していますか。

A 4. あくまでもそれぞれの管理機関が設定した構想目的の達成に資するかどうか重要ですので、最終的にはそれぞれの管理機関でご判断いただくことが重要と考えますが、例えば、次のような学習活動が想定されます。

- 探究の過程等や様々な学問において必要となる、データ・サイエンスの基礎となる確率・統計やプログラミング、理科と社会科の基礎的分野を必修化とする新学習指導要領の確実な修得
- エビデンスの収集と分析に基づく課題発見・解決学習
- 国内外のコンペティション参加等を含む、プロジェクト型学習
- グループワーク、ゼミナール形式の指導（異学年と一緒に学習する形式を含む）、日本語や英語での討論やプレゼンテーション
- 日本の大学に留学している外国人等との意見交換、学校から世界への外国語での情報発信支援
- 日本語や英語による課題研究論文の作成や発表
- 国際バカロレア等の既存の先進的なカリキュラムに基づく学習

Q 5. 事業の共同実施校や連携校では、全て同じカリキュラムを実施する必要がありますか。

A 5. 全て同じカリキュラムを実施する必要はありませんが、少なくとも共通の構想目的のもと、生徒や教職員等が協働し、課題解決や情報共有を図ることが必要と考えます。

Q 6. 事業終了後の措置はどのようになっていますか。

A 6. 原則3年間としていますが、国の財政事情等によっては、3年間の事業の実施を必ず保証するものではありません。現在のところ、3年間の事業終了後4年目以降の事業の実施については、国からの支援金はありませんが、3年目の評価結果等により特例制度等を活用した事業の継続が可能となる予定です。

4. 大学、企業、国際機関等との協働

Q 1. 国際化に重点を置く大学との協働については、どのような内容が考えられますか？

A1. 例えば、

- ・ 課題研究に関する指導を行う外国人講師等の派遣、大学生によるピアサポート
- ・ 外国人留学生とのアカデミックなワークショップの実施
- ・ 国際展開を担当する部署との連携を通じた海外研修等の企画・立案に対する支援
- ・ 入試の改善による生徒の学習内容の適切な評価
- ・ 課題研究に関連した大学の授業の提供など単位認定を含む高大連携プログラムの提供などが考えられます。

Q2. 大学との協働や海外の高校との連携については、申請時にどこまで調整している必要がありますか？

A2. 大学との協働については、内諾を得るなどして実現可能性があることが必要です。したがって、構想計画書には、具体的な大学名、協働内容を記述してください。また、海外の高校については、これまでの交流実績や既に交渉を開始しているなど、ある程度実現可能性があることを求めます。現段階において、協定書の締結までを求めるものではありません。

Q3. これまでも特定の大学と高大連携をしてきましたが、更に新たな大学との協働が必要になりますか？

A3. 既存の取組がある場合、必ずしも新たな大学との協働を必要とはしませんが、協働内容については本事業で求める要件等を踏まえて発展させていることが必要です。

Q4. ICT や海外研修、短期・長期留学に関する取組について、企業との共同開発は認められますか？

A4. ICT はあくまで課題研究を充実させるための方法の一つであり、海外研修、短期・長期留学については、管理機関が責任を持つこととなりますが、技術面等に関して企業との協働を行うことは考えられます。ただし、取組内容そのものを企業に再委託することは認められません。

Q5. 1つの高等学校等が複数の大学等と協働することは可能ですか？また、1つの大学等が複数の高等学校等と協働することは可能ですか？

A5. どちらも可能です。申請校においては、本事業における外部機関との協働の趣旨が、課題研究内容についての質の高い指導者の確保や、実社会に即した実践的な研究の実現であることを踏まえ、適切な協働先を確保してください。

Q6. 「大学との協働」と、従来の「高大連携」との違いを教えてください。

A6. 従来の「高大連携」のレベルは様々だと思いますが、基本的には高校生に大学レベルの教育を提供するため、大学から出前授業を行ったり、高校生が大学へ授業体験に訪れる等の連携は行われていたのではないかと考えます。本事業ではさらに高大のつながりを強め、高等学校における先進的なカリキュラム開発や大学教育の先取り履修の実現に向けた取組等を協働で行うことを想定しています。

Q7. 事業連携校は、拠点校と同一地域でなければなりませんか。

A7. 本事業においては必ずしも同一地域であることは求めていません。同一地域でなくても、同じ目的を掲げて研究を行う学校であれば連携校になることは可能だと考えます。

5. 海外研修、短期・長期留学

Q1. アジア地域への海外研修、短期・長期留学を検討していますが、渡航先の国は英語圏である必要がありますか？

A1. 英語圏である必要はありません。様々な文化背景を持つ人々と接することは本事業の目的としてはむしろ大事であると考えます。

Q2. 今の高校生の英語力ではプロジェクト学習・共同研究などはハードルが高いため、語学力育成を含む研修にしても良いですか？

A2. 語学力育成のみを目的とした研修は支援対象外となりますので、管理機関による独自の取組として御検討ください。また、課題研究の一環として行う研修の一部に語学力育成を目的とした取組が含まれている場合には、必要不可欠なものかどうかを精査した上で、経費支援対象とするかどうかを判断します。

Q3. 教員の指導力向上等を目的とした国内外研修は支援対象となりますか？

A3. 本事業実施に必要となる教員の国内外研修に関しては、支援対象外となりますので、管理機関による独自の取組として御検討ください。

Q4. 海外研修等の参加について、生徒に自己負担を求めても良いですか？

A4. 本事業において、生徒の海外研修費として支援できるのは、渡航に係る国内外の移動にかかる交通費のみです。各管理機関及び学校において御判断ください。

Q5. 短期・長期留学については必ず実施しなければなりませんか。

A5. 申請要件の1⑥のとおりです。

6. カリキュラム・アドバイザーについて

Q1. 在宅での勤務やテレワーク等での雇用も可能ですか？

A1. 通常の教職員と同等の勤務体系を想定しています。しかし、現代の新しい雇用体系としてテレワークは普及し始めていますので、各自治体等できちんとした制度が整備されていればテレワークでの勤務の可能性はあると思います。

Q2. 半年間等、期限付きでの雇用は可能ですか？

A2. 各自治体等の規則に応じて適切に雇用していただければ結構です。

7. 外国人講師等について

Q1. ALT との違いは何ですか？

A1. ALT は主に英語によるコミュニケーション能力向上のための指導を行う補助者ですが、本事業で支援する外国人講師等は、課題研究内容に関する専門性を有し、原則として単独で授業を行うことが条件となります。このような人材は、協働先の大学から非常勤で派遣してもらうことを想定していますが、免許状を有していない場合は、都道府県教育委員会で必要な措置を講じてください。

Q2. 本事業の人件費で、民間の人材派遣会社に雇用されている外国人を指導補助者として雇用することはできますか？

A2. 本事業で支援する外国人講師等は課題研究に関する専門性を有し、原則として単独で授業を行うことができる人材を想定しており、英語によるコミュニケーション能力向上のための指導を行う補助者である ALT の雇用に係る人件費は認められません。外国人講師等について、協働先の大学からの派遣を想定しているのは、高大接続の観点から高校・大学の両者にメリットがある状態を作り出すことで、指定期間終了後の継続的な取組を可能とする協働関係を整備してもらうためです。

Q3. これまで、大学の留学生等をティーチングアシスタント（TA）及びリサーチアシスタント（RA）として本事業に協力してもらい、謝金を支出してきましたが、今後は、雇用契約を締結し、所要経費の経費区分上の人件費として計上したいと考えていますが、その場合はどの職種として計上し、また、その支援上限額はどのようになりますか？

A3. 公募要領に記載の人件費について（ii）外国人講師等として取り扱う者の対象として、大学の留学生等のうち、課題研究内容に関する専門性を有し、本事業で取り組むこととする「グローバル探究」等の教科・科目の学習活動をサポートする者も含むこととします。この際、これらの者に係る経費も含め、支援上限額は経費支援予定額のうち 380 万円を上限としてください。

8. 海外交流アドバイザーについて

Q1. カリキュラム・アドバイザーや事務職員が、海外交流アドバイザーを兼務することは可能ですか？

A1. これら3つの役職は全く別の役割を持つものであり、支援上限額も異なるため、これらの役職を兼務することは適切ではないと考えます。特別な事情が生じた場合はその都度文部科学省に相談してください。

9. 学校環境の国際化について

Q1. 留学生はどの程度受け入れる必要がありますか？

A1. 留学生に高校在学の機会を提供し、異なる価値観を持つ生徒同士が互いに切磋琢磨する環境を整備できるよう、カリキュラムの編成や入学者選抜等において工夫することが

望ましいと考えます。人数については特に規定しませんが、多くの留学生を受け入れていただくことで期待される効果も大きくなると思います。また、帰国子女生徒を積極的に受け入れることも学校環境の国際化を図る上では有効な取組と考えます（ただし、それ自体で審査の際に加点されることはありません）。

10. 評価・成果の普及について

Q1. 成果の普及はどの程度行う必要がありますか？

A1. 成果の普及については、初年度から積極的に行ってください。具体的には、管理機関や事業拠点校等のホームページ上での活動報告や各種研修会での先進事例としての報告など広く社会への周知活動を期待しています。

Q2. 国は、事業対象の高校生が取り組んだ課題研究内容について発表する場を企画していますか？

A2. 全国高校生フォーラム等の開催を検討中です。

Q3. 評価はいつ、どのように行いますか？

A3. 事業開始から3年目に最終的な評価を実施し、その評価結果等により4年目以降も特例制度等を活用した事業の継続が可能になる予定です（支援金は4年目以降はありません）。ただし自己評価については毎年度行っていただくことを予定しています。

11. 経費について

Q1. 支援額約840万円というのは、1年間の支援額ですか、それとも3年間の総額ですか？また、1年間の支援額の場合、2年目以降の支援額はどのようになりますか？

A1. 支援額約840万円は、令和5年度の委託額（案）です。2年目以降の支援額については、1年目の実績を踏まえて今後検討します。

Q2. 支援対象外となる経費を教えてください。

A2. 本事業の支援に対する目的から、主な支援対象となるのは、イノベティブなグローバル人材の育成のための先進的なカリキュラム研究開発・実践や体制整備など高校生へ高度な学びを提供する仕組み（ALネットワーク）の形成を目指す取組です。支援対象外となる経費については、例えば、

- ① 語学教育を目的とした費用（語学研修参加費、外部検定試験受検料、教員の海外研修に係る費用）
- ② 本事業との関わりが薄い費用（国際バカロレアの認定申請にかかる費用）
- ③ 年間行事等、本事業を実施する以前に既に定例化しているものに対する費用
 - ・研修旅行の中の「研修以外」の行事
 - ・事業との関連が説明しづらい物作り体験、観光入場料等
- ④ 本事業の成果に関係のない、学校そのものの広報に関する費用
- ⑤ 施設の整備、施設に固定する備品

- ・ICT機器を保管する棚
- ⑥ 既存の設備や備品の改造費，修理費及び本来学校運営上整備が必要な品に係る費用
 - ・図書管理用品（図書整理用カード，カードポケット，バーコードシール，カバー等）
- ⑦ 机，椅子（グループワーク用も含む）書棚，保管庫等，学校の施設整備に関する費用
- ⑧ 常勤教員の人件費（休日出勤手当，時間外勤務手当等含む）
- ⑨ 工事費（学校の施設・設備に変更を加える工事）
 - ・ICT環境整備のための無線LAN工事
- ⑩ 委託費のうち，本事業の主たる取組の運営・運用や開発等を丸投げするような性質のもの
- ⑪ 予備費のような支出目的が未定な費用
- ⑫ ICT関連備品等の購入等，情報化施策との切り分けが困難な費用
- ⑬ 単価が10万円以上の物品
- ⑭ 食糧費，生徒の資格取得費用等，特定個人の利益に資する費用
- ⑮ 電話代，光熱費，プロバイダー費等，他の目的との切り分け等の理由で算出が困難な費用（成果普及用の費用は内容を勘案して可能）
- ⑯ その他，事業を遂行する上での必要性を鑑み，不適当なもの（数量，目的，内容が不明確なもの）

Q3. 海外大学進学サポート（エッセイの添削やSAT対策等）に係る費用は対象となりますか？

A3. 本事業の対象生徒の海外大学進学サポートにおいて，例えば課題研究の英語論文指導としてネイティブの外部講師を活用している場合，当該講師が課題研究の一環としてエッセイの添削も行うことは考えられます。その際，エッセイの内容と本事業との関連性を明確にする必要があります。

Q4. 事業連携校に係る費用は支援対象となりますか？

A4. 本事業の構想計画に明記され，研究開発の一環であれば，支援可能です。個別の事例については，その都度必要性を確認する場合があります。

Q5. 運営指導委員会等の運営に係る経費は支援対象となりますか？

A5. 運営指導委員の諸謝金や旅費，会議費等が対象となります。

Q6. 海外から研究者や高校生を招聘する費用は支援対象となりますか？

A6. 事業の一環として，海外の研究者を日本に招聘して講義講演を行ってもらう等の場合，当該研究者の渡航費は支援対象となります。一方，海外の高校生やその引率教員を招聘する場合は，渡航費は支援対象外であり，日本到着以降の国内移動費等のみ支援対象となります。支援できる内容は，国内在住者と同じです。

Q7. 国内外の研修を実施する際，航空券の手配やバスの借り上げ等を旅行会社へ委託する予定です。この場合は「WWL コンソーシアム構築支援事業委託要項」の「7. 再委託」

に該当しますか？

A7. 該当しません。旅行会社への委託料の中においても、経費支援対象外となる項目が含まれている可能性がありますので、対象となる項目についてそれぞれの経費区分に計上してください。具体的には、航空運賃等は旅費に、バスの借り上げについては借損料に計上してください。

Q8. 「企業版ふるさと納税」とはどういう制度ですか。

A8. 平成 28 年度税制改正により創設された志のある企業が地方創生を応援する税制です。詳細は内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局が管理・運営する企業版ふるさと納税ポータルサイト等をご覧ください。

https://www.chisou.go.jp/tiki/tiikisaisei/kigyou_furusato.html

令和5年度WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業

公募時提出資料（構想計画書等）記入要領

令和5年度WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業（以下「本事業」という。）の採択のための審査は、申請者から提出される構想計画書等の書類をもとに行われます。

書類の作成全般については、以下の点に留意してください。

- ① 構想計画書等の提出後の差し替えや訂正は認めません。
- ② 本事業の「実施要項」、「委託要項」、「公募要領」、「審査要項」、「審査基準」等を確認しながら、各項目について具体的に記入してください。
- ③ 採択された構想の構想計画書等は【別紙様式6】担当者名簿を除き、すべて公表する予定です。
- ④ 本事業の内定後、企画評価会議で付された意見等を踏まえ、必要に応じて文部科学省から構想計画書等の修正を求める場合があります。
- ⑤ それぞれの様式に枚数制限がある場合、分量は片面で計算してください。
- ⑥ 一つの管理機関から複数の申請を行う場合は、申請毎に書類を作成してください。
- ⑦ 提出する際は、各都道府県・指定都市教育委員会高等学校教育主管課、各都道府県等私立学校事務主管課、附属高等学校及び中等教育学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課において取りまとめて提出してください。なお、政令指定都市以外の市及び町村立学校の管理機関におかれては、都道府県教育委員会高等学校教育主管課にて、とりまとめの上、提出してください。

目次

I.	【別紙様式1】申請希望調書	2
II.	【別紙様式2-1~3】文部科学大臣宛（あ）て公文書の作成	2
III.	【別紙様式3】実施希望調書	2
IV.	【様式自由】構想全体の概要が分かるビジュアル資料	3
V.	【別紙様式4-1、2】構想計画書	3
VI.	【別紙様式5-1~3】所要経費等	4
VII.	【別紙様式6】担当者名簿	5

I. 【別紙様式1】申請希望調書（提出は任意）

- 設置又は所管する学校に係る申請希望の有無を把握し提出してください。
- 「担当者連絡先」の欄には、申請の取りまとめを行う担当者について記入してください。
- 「管理機関」の欄には、学校設置者の名称を記入してください。
- 「事業拠点校」の欄には、事業拠点校となることを希望する学校名を記入してください。
- 「都道府県番号」の欄には、シート「都道府県番号」を参考にして、管理機関の所在する都道府県番号を記入してください。番号を記入すると、自動的に都道府県名が挿入されます。
- 表には、「管理機関」、「事業拠点校」、「事業共同実施校」、「事業連携校」の情報を記入してください。「管理機関」と「事業拠点校」の欄は必ず記入してください（名称は上記に入力したものが自動的に挿入されます）。「事業共同実施校」と「事業連携校」の欄は、無い場合は記入不要です。欄が足りない場合は、適宜行を挿入してください。
- （ ）の部分は、学校種を「国立」「公立」「私立」の中から選択してください。
- 「国の他の事業の有無」の欄は、文部科学省が実施する事業を含む、国の他の事業の実施があれば「有」を選択し、事業名を記入してください。当該高等学校等が、文部科学省が実施する「スーパーサイエンスハイスクール」、「研究開発学校」、「マイスター・ハイスクール」等の他事業の指定を受けている（またはその予定がある）場合、本事業の拠点校または共同実施校となることはできませんが、連携校となることは可能です。本事業の申請に際しては、これらの事業との区分・相違などを十分整理した上で申請書類を作成してください。また、本事業に採択された管理機関が、同時に国の他の事業を実施する場合には、同一の取組に対して複数の事業から経費支援を行うことはできませんので、それぞれの事業の目的及び趣旨を適切に整理した上で計画することが必要です。

II. 【別紙様式2-1~3】文部科学大臣宛（あ）て公文書の作成

- 本事業の申請にあたっては、文部科学大臣宛の公文書【別紙様式2-1】、事業拠点校となることを希望する学校の同意書【別紙様式2-2】、事業共同実施校となることを希望する学校の同意書【別紙様式2-3】を作成してください。
- 事業共同実施校が複数ある場合は、【別紙様式2-1】中の「事業共同実施校名、校長名、所在地」について欄を増やして、それぞれの高等学校等について記入してください。また、それぞれの高等学校等について【別紙様式2-3】を添付してください。事業共同実施校がない場合は、【別紙様式2-1】中の「事業共同実施校名、校長名、所在地」の欄を削除してください。【別紙様式2-3】の添付は不要です。

III. 【別紙様式3】実施希望調書

- A4判4頁以内で作成してください。本文作成はMS明朝で11ポイント以上の大きさの文字等を使用してください。
- 「管理機関」の欄には、学校設置者の名称を記入してください。
- 「事業拠点校」の欄には、事業拠点校となることを希望する学校名を記入してください。

- 管理機関の所在する都道府県名を記入してください。
- 表には、「管理機関」、「事業拠点校」、「事業共同実施校」、「事業連携校」の情報を記入してください。「管理機関」と「事業拠点校」の欄は必ず記入してください。「事業共同実施校」と「事業連携校」の欄は、無い場合は記入不要です。欄が足りない場合は、適宜行を挿入してください。
- () の部分は、学校種について、「国立」「公立」「私立」のいずれかを記入してください。
- 「国の他の事業の有無」の欄は、文部科学省が実施する事業を含む、国の他の事業の実施があれば「有」と記入し、事業名を記入してください。当該高等学校等が、文部科学省が実施する「スーパーサイエンスハイスクール」、「研究開発学校」、「マイスター・ハイスクール」等の他事業の指定を受けている（またはその予定がある）場合、本事業の拠点校または共同実施校となることはできませんが、連携校となることは可能です。本事業の申請に際しては、これらの事業との区分・相違などを十分整理した上で申請書類を作成してください。また、本事業に採択された管理機関が、同時に国の他の事業を実施する場合には、同一の取組に対して複数の事業から経費支援を行うことはできませんので、それぞれの事業の目的及び趣旨を適切に整理した上で計画することが必要です。
- 本文には、管理機関と事業拠点校及び事業共同実施校の概要、現状、これまでの取組実績、申請を希望する理由等を各項目に沿って具体的に記入してください。
- 「4 教員加配の希望の有無（公立のみ）」の欄は、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律第 22 条第 5 号に基づく研究指定校にかかる加配教員の希望の有無について、「有」「無」を記入してください。「有」の場合、それぞれの事項について、簡潔に記載してください。ただし、政府予算等の状況により、必ず加配が認められるとは限りませんので留意してください。「無」の場合、及び公立以外の場合は記入不要です。

IV. 【様式自由】構想全体の概要が分かるビジュアル資料

構想全体の概要が分かるビジュアル資料（A4 判 1 頁）を作成し、添付してください。その際、3 年後の支援終了後のイメージを描くよう意識してください。

V. 【別紙様式 4 - 1、2】構想計画書

- 拠点校と共同実施校の「令和 4 年度在籍生徒の、3 年間の教育課程表」及び「学校パンフレット」を添付してください。ただし、頁数には計上しません。
- 任意の添付資料がある場合は、A4 判 2 頁以内に収めてください。

< 【別紙様式 4 - 1】について >

- 「管理機関」の欄には、学校設置者の名称を記入してください。
- 「事業拠点校」の欄には、事業拠点校となることを希望する学校名を記入してください。
- 「都道府県番号」の欄には、シート「都道府県番号」を参考にして、管理機関の所在する都道府県番号を記入してください。番号を記入すると、自動的に都道府県名が挿入されます。
- 「構想名」の欄は、30 字程度以内で記入してください。
- 「構想概要」の欄は、【別紙様式 4 - 2】において記載した内容を基に、400 字以内で簡潔に記入してください。その際に設定したグローバルな社会課題を記入して下さい。

- 「研究開発・実施体制」の表には、「管理機関」、「事業拠点校」、「事業共同実施校」、「事業協働機関」、「事業連携校」の情報を記入してください。「管理機関」と「事業拠点校」の欄は必ず記入してください。「事業共同実施校」、「事業協働機関」、「事業連携校」の欄は、無い場合は記入不要です。欄が足りない場合は、適宜行を挿入してください。
- () の部分は、学校種を「国立」「公立」「私立」の中から選択してください。
- 「対象」及び「対象外」の欄に、それぞれの「学科・コース名」と学年毎の生徒数を記入してください。欄が足りない場合は、適宜行を挿入してください。「計」及び「学校規模」の欄は、自動的に入力されますが、行の挿入等によりうまく入力されない場合は正しい数値を入力し直してください。

<【別紙様式4-2】について>

- A4判15頁で作成してください。本文作成はMS明朝で11ポイントの大きさの文字等を使用してください。
- 記載されている各項目について、現状や3年間で達成すべき状態を的確に分析し、注力する項目(強みと課題)や実施計画が分かるよう具体的に記入してください。
- 様式の改変はできません。また各項目は指定された頁内に収め、各項目名は変更しないでください。
- 各項目における頁数は以下のとおりです。
 - 1 構想目的・目標の設定：2頁(P1～P2)
 - 2 ALネットワークの形成：3頁(P3～P5)
 - 3 研究開発・実践：5頁(P6～P10)
 - 4 実施体制の整備：3頁(P11～P13)
 - 5 財政支援等：1頁(P14)
 - 6 ワーク・ライフ・バランスの推進：1頁(P15)
- 作成にあたっては、下記を参照してください。
 - ・公募要領「2. (10) 対象となる構想」に示されているI～Vの各項目
 - ・審査基準に示されている「審査の観点」I～VIの各項目
 - ・審査基準別紙「書面審査係数一覧」に示されている「審査項目」(1)～(7)の各項目

なお、「加算項目」については、それぞれの項目の中で加算項目の内容を満たしている事実があれば、それが分かるよう記入してください。また、協定文書等、証明の必要な書類がある場合は、別途添付してください。

VI. 【別紙様式5-1～3】所要経費等

- 公募要領「2. (11) 経費」の項目を参照のうえ、所要経費の積算内訳を【別紙様式5-1】(シート「管理機関積算」)に記入してください。
- 委託要項7. に基づき、事業の一部を第三者に再委託する場合は、【別紙様式5-2】(シート「再委託先積算」)及び【別紙様式5-3】(シート「再委託申請書」)を提出してください。
- 1件当たりの経費については、公募要領「2. (9) 経費支援額上限」に記載の金額を予定していますが、最終的には企画評価会議において、構想の規模及び本事業全体の予算額等に応じて調整し、支出する予定です。なお、積算にあたっては、予算の状況等により最終的に減額されることや、経費として適当でないものについて減額されることにあらかじめ留意してください。
- 「委託費申請額①」の列には国の経費で行う取組の合計について、「管理機関負担額

②」の列には管理機関の経費で行う取組の合計について記入してください。その際、どの取組が管理機関の負担で行う予定かが分かるよう、備考欄にその旨を記入してください。

- ▶ 各経費費目が、本事業におけるどの取組に該当または関連するのかを、赤字の記入例を参考にして、備考欄に記入してください。
- ▶ 積算基礎については、現段階で構想中の計画に基づき、員数、個数、回数、単価等を記入してください。なお、単価等は管理機関の規程、物品等であれば定価で構いません。
- ▶ 成果物（成果報告書を含む。）については、各管理機関のホームページや幹事管理機関で一般に公開することを前提に作成し、報告時は掲載箇所をお知らせください。（任意様式）紙媒体を関係機関へ配布するための部数についても必要と認められる範囲で計上して構いませんが、管理機関においては、国内外の他の高等学校等へ広く情報提供して積極的な情報発信へのご協力のほどお願いいたします。
- ▶ 謝金単価については、管理機関における基準単価を採用してください（公募要領「2.（11）経費」の「経費区分一覧表」1. 諸謝金「積算基礎・備考」欄参照）。また、諸謝金について経費支援を申請する場合は、申請時に最新版の規定の写しを提出してください。

Ⅶ. 【別紙様式6】担当者名簿

必要事項を記入し提出してください。なお、内定後に担当者の変更があれば、修正したものを速やかに再提出してください。

- 1：申請の取りまとめを行う担当者について記入してください。申請後の審査過程における文部科学省からの連絡については、原則として当該担当者に連絡します。
- 2：申請を行う担当者について記入してください。採択後の文部科学省からの連絡については、原則として当該担当者に連絡します。上記1と同じである場合は記入不要です。
- 3：事業拠点校となることを希望する高等学校等について記入してください。
- 4：事業共同実施校となることを希望する高等学校等について記入してください。複数校ある場合は適宜欄を追加してください。事業共同実施校がない場合は記入不要です。

WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業

審査要項

平成 31 年 1 月 23 日
文部科学省初等中等教育局長決定
令和元年 12 月 26 日改正
令和 3 年 1 月 21 日改正
令和 4 年 1 月 5 日改正
令和 5 年 2 月 7 日改正

「WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業」の審査は、この審査要項に従って行う。

1. 審査の基本方針

審査は、国立、公立及び私立高等学校、中等教育学校、併設型及び連携型中学校・高等学校（以下「高等学校等」という。）の管理機関（国立の高等学校等にあつては当該学校を設置する国立大学法人、公立の高等学校等にあつては当該学校を所管する教育委員会、私立の高等学校等にあつては当該学校を設置する学校法人等をいう。以下同じ。）から申請された本事業に関する構想計画について、3年後の完成像を踏まえ、構想目的・目標の設定の適合性、構想目的達成の仕組みの妥当性等、先進的なカリキュラム研究開発・実践の実現性、管理機関の実施体制、管理機関による財政支援等や総合的な事業計画の実現性について評価するとともに、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価も行う。

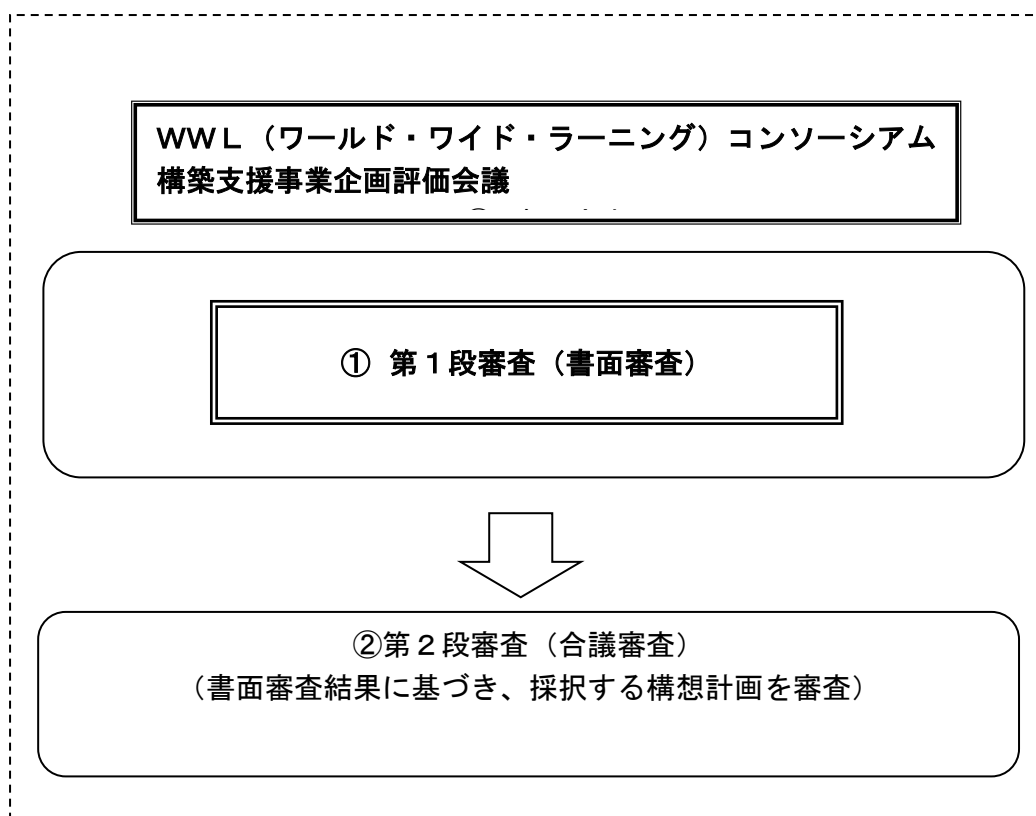
なお、採択に際しては審査の評点順とするが、構想の多様性を確保する観点から、取組の特徴、地域性及び国公私のバランスにも配慮する。

2. 審査の方法

（1）審査方法・審査の枠組み

- ① 審査を実施するため「WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業企画評価会議」（以下「企画評価会議」という。）を設置する。
- ② 企画評価会議においては、受理された全ての申請について「第1段審査（書面審査）」及び「第2段審査（総合的な調整を行うことを主眼とした合議審査）」を実施し、採択する構想計画の審査を行う。

<審査の手順>



(2) 審査 (の進め方)

① 第1段審査 (書面審査)

- ・企画評価会議は、高等学校等の管理機関から提出されたWWL (ワールド・ワイド・ラーニング) コンソーシアム構築支援事業構想計画書について、審査要項、審査基準に基づき、書面審査を行う。

② 第2段審査 (合議審査)

- ・第1段審査の評価を基に総合的な調整を行うことを主眼とした企画評価会議協力者による合議審査。
- ・必要に応じて構想計画についての改善のための条件又は意見を付すことができる。

3. 審査の観点

本事業の採択に当たっては、「WWL (ワールド・ワイド・ラーニング) コンソーシアム構築支援事業審査基準」に沿って審査を行う。なお、審査に当たっては、審査の基本方針を踏まえ、本事業に関する構想計画について、3年後の完成像を踏まえ、構想目的・目標の設定の適合性、構想目的達成の仕組みの妥当性等、管理機関の実施体制、管理機関による財政支援等、総合的な事業計画の実現性について評価を行うとともに、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価も行う。

4. 開示・公開等

(1) 企画評価会議の審議内容の取扱い

各構想計画の審査及び会議資料については、審査の円滑な遂行確保の観点から原則非公開とする。ただし、企画評価会議が公開とすることを決定したときは、この限りでない。

(2) 審査結果について

審査結果及び採択された構想計画は、文部科学省ホームページへの掲載等により、広く社会へ情報提供することとする。

(3) 協力者の氏名について

企画評価会議協力者の氏名については、採択後に公表することとする。

5. 協力者の遵守事項

(1) 秘密の保持

審査委員は、本審査で知り得た情報を口外してはならない。ただし、公表されている内容はその限りではない。

(2) 利害関係者の審査

- ① 審査委員は、競争参加者の中に次のいずれかに該当する者がいたときは、速やかに文部科学省初等中等教育局参事官付（高等学校担当）に申し出なければならない。
 - (ア) 競争参加者の企画提案書の中に、何らかの形で審査委員自身が参画する内容の記載があった場合
 - (イ) 審査委員自身が所属している法人等から申請があった場合
 - (ウ) 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者から寄附を受けている場合
 - (エ) 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者と共同研究又は共同で事業を行い且つそのための資金を審査委員自身が受け取っている場合
 - (オ) 審査委員自身と競争参加者との間に、過去5年以内に取引があり且つ競争参加者からその対価を審査委員自身が受け取っている場合
 - (カ) 審査委員自身が、競争参加者の発行した株式または新株予約券を保有している場合
 - (キ) その他、競争参加者（競争参加者が法人の場合はその役員、その他企画提案書の中の研究代表又は共同参画者等を含む）との間に深い利害関係があり、当該競争参加者の審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合等申請された構想に直接関係する協力者（以下「利害関係者」という。）は、事務局にその旨申し出ることとし、自己の関係する構想の審査を行わないこととする。また、企画評価会議における当該構想の個別審議に加わることができないこととする。
- ② 前項の（ア）から（カ）に該当する場合、当該審査委員はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。また、（キ）に該当する場合、文部科学省は審査委員会に当該審査委員の審査の可否についての決定を求めなければならない。ただし、当該審査委員自ら当該競争参加者の審査を辞退した場合はその限りではない。
- ③ 企画評価会議は、前項の要請を受けた場合はただちに審査委員の中から委員長を選任し、当該審査委員の審査の可否について決定しなければならない。また、企画評価会議は、前項の要請を拒否することもできる。
- ④ 審査委員は、前項により企画評価会議が審査を行ってはならないことを決定した場合又は要請を拒否した場合はその関係性を競争参加者の審査を行ってはならない。

(3) 不公正な働きかけ

- ① 審査委員は、当該審査については不公正な働きかけがあった場合は、すみやかに文部科学省初等中等教育局参事官付（高等学校担当）に報告しなければならない。
- ② 文部科学省は前項の報告を受けた場合は適切に対処しなければならない。

WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業

審査基準

平成31年1月23日
文部科学省初等中等教育局長決定
令和元年12月26日改訂
令和3年1月6日改訂
令和4年1月5日改訂
令和5年2月7日改訂

WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業の審査において、審査項目ごとの審査基準等を以下のとおり定める。

1. 第1段階（書面）審査

（1）第1段階（書面）審査の評点

第1段階審査は、WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業審査要項（以下「審査要項」という。）の「3. 審査の観点」の各要素との適合性を踏まえつつ、「（3）審査の観点」の項目（以下「審査項目」という。）ごとに以下の5段階の区分により判断することとする。

評点	評価
5	非常に優れている。
4	優れている。
3	妥当である。
2	やや不十分である。
1	不十分である。

（2）各評点の所見等

- ① 審査の所見は、採択すべき構想の決定に当たって極めて重要な判断材料となるため、できるだけ「コメント」欄又は「総合所見」欄に記入すること。特に、下記「（3）審査項目と審査の観点」の各項目の評点で、「5」や「1」の評点を付した場合、どの点が非常に優れているのかまたはどの点が不十分であるのかについて、具体的に判断根拠・理由等を必ず「コメント」欄に記入すること。
- ② 採択となった際、計画の修正等の条件を付す必要がある場合は、必ずその内容を「総合所見」欄に記入すること。
なお、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価は別に定める。

【評点の基本的考え方】

1. 審査を担当する構想の各審査項目に付す評点（5～1）については、「絶対評価」により付すこととする。
2. 各審査項目については、その重要性に鑑み、項目ごとに係数をかけて評点に重み付けをする。
3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価も行う。

○ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。

○えるぼし認定等（女性活躍推進法）

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）＝10点
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）＝15点
- ・認定段階3＝20点
- ・プラチナえるぼし認定＝25点
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務が無い事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝5点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

- ・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定）＝10点
- ・トライくるみん認定＝15点
- ・くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。））＝15点
- ・くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）（令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定）＝15点
- ・プラチナくるみん認定＝25点

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

- ・ユースエール認定＝20点

○上記に該当する認定等を有しない＝0点

(3) 審査の観点

I 構想目的・目標の設定

- a. 事業の趣旨を踏まえて、イノベティブなグローバル人材像を、資質・能力（コンピテンシー）、心構え・考え方・価値観等（マインドセット）、探究スキル等の観点から多面的に設定し、明確化している。
注記) 上記に挙げた3つの観点は、スーパーグローバルハイスクール（文部科学省事業：2014年度～2020年度予定）の事業成果検証において、高校生段階のグローバル人材の資質・能力を測るための指標を設定した際に用いたものであり、本事業においても活用する予定。
- b. 事業の趣旨を踏まえて、ALネットワークの目的と役割を明確化している。
- c. 設定したイノベティブなグローバル人材像及びALネットワークの目的と役割に基づいて、短期的、中期的及び長期的な目標を具体的に設定している。

II ALネットワークの形成

- a. 構想目的・年度計画の策定、事業の運営、達成状況の評価・見直しのため、管理機関の長と拠点校等における本事業の運営責任者、主要な協働機関の関係者等をメンバーとするALネットワーク運営組織を管理機関に設置している。【要件2-①（関連）】
注記) 特に連携校において、国の他事業を実施することを希望する（または既に実施している）場合、複数の取組を実施するための体制の確認や調整を行うこと。
- b. ALネットワーク運営組織により、本事業が円滑及び適切になされるよう、関係機関の間で十分な情報共有体制を整備し、新たな協働事業の開発、有効な事業実施を実現している。【要件2-③】
注記) 特定の国や地域に特化することなく、少なくとも2地域以上の、国内協働プログラム、国際協働プログラム、国内外のネットワークを活用した国際会議等のプロジェクトが考えられる。
- c. ALネットワーク運営組織が、国内外の大学、産業界、その他国際機関等との連携・交流を通じて、当該プログラムの修了生の国際的な分野を学ぶ国内外の大学への進学や国内外のトップ大学等への進学、海外留学等の促進に寄与している。
注記) 長期的な成果として、当該プログラムの修了生の国際的なキャリアへの進路選択等が考えられる。
- d. ALネットワーク運営組織に専任者からなる事務局を設置するとともに、本事業のカリキュラムを開発する人材を配置している。【要件2-④】
- e. ALネットワーク運営組織において、国内外の大学、企業、国際機関等と協働し、国内外の高等学校等との連携によるテーマと関連した高校生国際会議等を事業終了までに行うことを明確化している。【要件1-⑨】
注記) 国際会議等での国際プロジェクトや英語課題研究論文等の発表や表彰等の取組も考えられる。
- f. 事業成果の社会普及のため、社会に開かれたフォーラムや成果報告会などを予定している。またホームページ等による公表（外国語を含む）を予定している。
- g. ALネットワーク運営組織が、構想目的の達成に資する取組を計画し、その効果的かつ円滑な運営のための情報収集・提供を行っている。
注記) 例えば、ここでの取組には、次のようなことが考えられる。
▶ 国が実施するアジア高校生架け橋プロジェクトや海外の連携校等からリーダー、架け橋となる優れた人材を受け入れ、拠点校や連携校の高校生と受け入れた生徒と一緒に授業・探究活動を履修【要件1-⑧】

➤ ICT, IoT活用による国内外との連携教育の強化

【加算項目】

h. AIネットワーク運営組織の基盤となる関係機関との協定文書等がある。

Ⅲ 研究開発・実践

- a. グローバルな社会課題の中からテーマ（SDGs, 経済, 政治, 教育, 芸術等）を設定している。【要件1-①】
- b. 拠点校, 共同実施校, 連携校等が, 管理機関のリーダーシップのもと, イノベーティブなグローバル人材育成に資する体系的かつ先進的なカリキュラム設計を, 国内外の大学, 企業, 国際機関等との協働により行っている。【要件1-②】
- c. 設定したテーマと関連し, 外国語や文理両方の複数の教科を融合した内容について, 外国語を用いながら探究活動を行う「グローバル探究」等の教科・科目を設定している。また, その実施にあたって, 外国人講師やICT等を活用している。【要件1-③】

注記) 例えば, 次のような取組も考えられる。

➤ 探究の過程に必要なスキル（調査方法等）を習得する機会の設定

➤ 課題研究に必要な日本語や英語によるライティングスキルやプレゼンテーション技法を習得する機会の設定

- d. 海外の連携校等への短期・長期留学や海外研修等を, カリキュラムの中に体系的に位置づけて対象となる生徒が必ず経験するようにしている。【要件1-⑥】
- e. 体系的なカリキュラムの編成にあたって, 文系・理系を問わず, 各教科をバランスよく学ぶ教育課程の編成をしている（文系・理系のコース分け等を行わずに, または, コース分け等を行ったとしても, 数学科, 理科, 地理歴史科, 公民科等の教科を幅広く学べるようになされている等）。【要件1-⑦】
- f. 学習活動が, 構想目的の達成に資するよう工夫されたものとなっている。
- g. 高大連携による大学教育の先取り履修を可能とする取組を事業終了までに行うことを明確化している。【要件1-④】
- h. より高度の内容（例えば, 微分方程式, 線形代数, データマイニングや国際法等）を学びたい高校生が学習できる環境整備をしている。【要件1-⑤】
- i. 国が実施するアジア高校生架け橋プロジェクトや海外の連携校等からリーダー, 架け橋となる人材を受け入れ, 日本人高校生と留学生と一緒に英語等で授業・探究活動を履修するための学校体制を整備している。【要件1-⑧】

【加算項目】

- j. これまで先進的な課題研究等の実績があり, その分析評価が行われ, それらの結果を踏まえた研究開発計画となっており, 確実な成果が見込めるものとなっている。
- k. オンラインを駆使し, 国内外の大学等と連携したAIやビッグデータなど文理横断的な高度な学びを実現するカリキュラム開発となっている。

Ⅳ 実施体制の整備

- a. 管理機関の下, 拠点校を中心として組織的に研究開発・実践に取り組む体制を整備している。【要件2-①】

注記) 特に, 連携校において, 国の他事業を実施することを希望する（または既に実施している）場合, 複数の取

組を実施するための体制を整備する確認や調整を行うこと。

- b. 本事業が円滑及び適切になされるよう、管理機関の下、関係機関の間で十分な情報共有体制を整備している。【要件2-③（再掲）】
- c. 構想内容の水準を維持し、必要な改善を図るために、管理機関の長、拠点校等の校長の役割を明確に規定している。
- d. 本事業の実施に際し、専門的見地から指導・助言に当たる運営指導委員会や事業の実施状況を検証するための組織（検証組織）等を管理機関の中に整備し、検証に必要な資料・情報を明確に定め、収集している。【要件2-②】
- e. 管理機関が、拠点校等の卒業生の卒業後の進路とイノベティブなグローバル人材としての成長の過程を追跡把握する仕組みを構築し、必要な情報を収集している。
- f. リーダー、架け橋となる留学生等の日本での学習や生活を支援する必要な体制を整備している。

【加算項目】

- g. 拠点校において、本事業による取組が学校全体の授業改善や関係機関の教職員や生徒の意識改革を促すものとなっている。
- h. 国が実施しているアジア高校生架け橋プロジェクトの留学生を受け入れている（その予定がある）。

V 財政等支援

- a. 管理機関が、本事業の運営にかかる経費を国からの委託経費のみではなく、自己負担額についても計上している。
- b. 管理機関が、事業の実施に必要な取組に対し、人的又は財政的な支援や教職員を育成するための研修やセミナー等を実施している。【要件2-⑤】

注記) 例えば、グローバル人材育成に関する高等学校教員向けのセミナーや海外研修制度等が考えられる。

- c. 管理機関が、国の委託が終了した後も事業を継続的に実施できる計画を作成している。【要件2-⑥】

【加算項目】

- d. 管理機関が、事業終了までに企業と連携した取組を「企業版ふるさと納税」の仕組みを活用する等、国の委託が終了した後も事業を継続的に実施できる計画がある。

VI 総合的な事業計画の実現性

- a. 総合的な事業計画の実現性がある。

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

- ① 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）等
- ② 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナ認定企業）
- ③ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

【グローバルマインドセット】

あなたは、以下に挙げるマインドセット(心構え、考え方、価値観等)をもっていますか？
6段階(1:「全くそうは思わない」～6:「大変そう思う」)で、あてはまる番号を一つ選んでください。

- 1 全くそうは思わない
- 2 そうは思わない
- 3 どちらかと言えばそうは思わない
- 4 どちらかと言えばそう思う
- 5 そう思う
- 6 大変そう思う

	1	2	3	4	5	6
a. 様々な外国へ行ってみたい。	○	○	○	○	○	○
b. 外国の様々な異文化に触れることは楽しいと思う。	○	○	○	○	○	○
c. 自分に自信がある。	○	○	○	○	○	○
d. 自分の短所よりも長所に目を向けている。	○	○	○	○	○	○
e. 自分は人のために役立つことができる人間だと思う。	○	○	○	○	○	○
f. 集団での問題解決場面において、率先してリーダー的な役割を担うことができる。	○	○	○	○	○	○
g. 議論する際、自分だけが意見を述べることなく、参加者それぞれの意見を聞くことができる。	○	○	○	○	○	○
h. 自分のやりたいことを見つけ、それに情熱を傾けたい。	○	○	○	○	○	○
i. 将来は、外国の大学や大学院への留学(6ヵ月以上)も視野に入れて勉強したい。	○	○	○	○	○	○
j. 海外ボランティアなどの国際的な活動に積極的に参加したい。	○	○	○	○	○	○
k. 将来、外国で働くことも視野に入れて、職業を選択したい。	○	○	○	○	○	○

【PPDAC(探究型行動)】

あなたは、社会で起きるさまざまな問題に対する解決方法を見つけるために、以下に挙げる能力を發揮することができますか？

6段階(1:「全くそうは思わない」～6:「大変そう思う」)で、あてはまる番号を一つ選んでください。

- 1 全くそうは思わない
- 2 そうは思わない
- 3 どちらかと言えばそうは思わない
- 4 どちらかと言えばそう思う
- 5 そう思う
- 6 大変そう思う

	1	2	3	4	5	6
a. 基礎学力としての知識を持つ。	○	○	○	○	○	○
b. 関心ある事柄について、その問題の本質を発見したり、原因を説明することができる。	○	○	○	○	○	○
c. 問題の重要度の根拠を見つけることができる。	○	○	○	○	○	○
d. 生じている問題について、知識や経験を通して説明できる。	○	○	○	○	○	○
e. 問題に影響を与える原因の候補をチームメンバーと一緒に検討して列挙し、まとめることができる。	○	○	○	○	○	○
f. 問題の原因を挙げ、重要度をまとめることができる。	○	○	○	○	○	○
g. 問題解決に向けて仮説を立てることができる。	○	○	○	○	○	○
h. 問題解決に合ったデータや情報を選択できる。	○	○	○	○	○	○
i. 集めたデータや情報の正確さがわかる。	○	○	○	○	○	○
j. 作成した図表について、必要に合わせた使い方ができる。	○	○	○	○	○	○
k. 分析した結果から、重要な結論を導き出すことができる。	○	○	○	○	○	○
l. 提案を適切にプレゼンテーションできる。	○	○	○	○	○	○
m. 提案した内容がどこまで有効かについて説明できる。	○	○	○	○	○	○
n. 自分の発表に対する質問に適切に回答できる。	○	○	○	○	○	○